

第3章

施策の取組

第3章施策の取組の見方

「①政策施策の体系エリア」は、どの政策や施策に紐づいているかを確認できます。

「②現状エリア」は、施策に関連する本市、県内、全国における現状について説明しています。

「③課題エリア」は、現状から導き出される課題を分析・抽出しています。

「④取組の柱と方針エリア」は、課題に対する取組を説明しています。

第3章 施策の具体的な取組

①政策施策の体系エリア

政策 子育てが楽しくなるまちづくり

施策 I 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届けらるようにつくる

令和6年度に沖縄県が実施した沖縄県子どもの実態調査において、困窮世帯の割合は21.8%となっており、およそ5人に1人が貧困状態にあるという結果になっています。平成27年度の29.9%と比べると8.1%減と改善傾向にはありますが、一人当たりの県民所得など各種指標が示す沖縄県の子ども達を取り巻く状況は、全国と比べてもいまだ深刻な状況となっています。

貧困が子どもの学習機会を制限することがないよう、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、一人ひとりの子どもに寄り添い、家庭の状況を把握し、必要な支援が届くような環境づくりが必要です。子どもの貧困対策には、子育て世帯の経済的な負担軽減や支援員の配置の他、居場所づくりや学習支援など、それぞれの関係機関が連携し、子ども達の状況に応じた適切な支援が求められています。

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者へは、学校給食費、学用品費、修学旅行費等を援助する「就学援助制度」を実施しています。平成30年度からは、翌年度小学校入学予定の保護者に対しランドセル等を購入するための小学校入学準備金支給も実施しています。

また、本市では、全ての子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、授業や行事などで使用する消耗品の購入などにかかる学統費の一部を公費で負担することで保護者の負担軽減を図っております。加えて、物価高騰している現状を踏まえ、中学校の学校給食費については、県補助に加え本市が半額を公費で支援することに決まっております。小学校の学校給食費については、本市が保護者負担分の半額を支援しています。

②現状エリア

- 26 -

第3章 施策の具体的な取組

施策 I 経済的な支援による育ちの応援

課題

- (1) 学校や関係機関と連携した子どもの貧困対策の推進
 - 子どもの貧困対策にあたっては、市長部局や関係機関等と連携して取り組む必要があります。
- (2) 学統費の一部公費負担
 - 全ての保護者の経済的な負担の軽減という取り組みの趣旨を学校現場に周知し、購入の方法や消耗品の選定を工夫していく必要があります。
- (3) 学校給食費支援の継続
 - 継続的に学校給食費の支援を行うには、本市単独では財政的な負担が大きいことの課題があります。

③課題エリア

具体的な取組

- (1) 就学援助制度の周知の促進
 - 経済的に困難にしている世帯への支援として、引き続き就学援助制度の周知及び、申請手続きのオンライン化など利便性向上を図りつつ、支援を必要とする世帯が漏れなく制度を利用できるよう努めます。また、福祉部や子どもみらい部など市長部局や関係機関等と連携しながら子どもの貧困対策を推進します。
- (2) 予算執行の効率化
 - 4月に学校向けの予算執行に関する研修を実施し、学級で使用する消耗品の計画的な購入や、複数学級分をまとめて購入するなど、学校に対し効率的な予算の執行を促します。
- (3) 国や県と連携した学校給食費支援の推進
 - 学校給食費の完全無償化に向けては、自治体間の格差が生じることなく、保護者の負担を軽減するために、国に対しては国の制度として財政措置を講じるよう引き続き中核市長会、九州市長会、全県市長会、全県市長会連合会、全県市長会連合会等と連携しています。また、沖縄県に対しては、県民生活安定基金を活用し、県民生活安定基金の活用を要望しています。

④取組の柱と方針エリア

- 28 -

施策 I

2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施

課題

(1) こどもや世帯の状況把握と関係機関へのつなぎ
○家庭の状況にかかわらず、全てのこどもが安心・安全な生活ができるよう、子ども寄添支援員の配置や居場所づくり、個々の状況に応じた適切な支援体制が求められています。

具体的な取組

(1) 子どもや世帯の状況把握と関係機関へのつなぎ
○支援が必要なこどもや世帯の状況を把握するため、子ども寄添支援員を配置し、子どもの居場所づくりや関係機関へのつなぎなど制度の周知と利用を図ります。また、学校をはじめとする関係機関と連携して適切な支援を行います。

⑤コラムエリア

子ども寄添支援員について

事業目的	貧困状態が子どもの生活や成長に与える様々な課題（不登校、いじめ、問題行動等）に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う子ども寄添支援員を配置し、子どもの貧困対策に取り組みます。
支援員	職 名：子ども寄添支援員 配置人数：18人（社会福祉士、精神保健福祉士等） 支援員1人当たり3校（中学校1校、小学校2校）を担当。 （郡山市：中学校17校区、小学校36校） 担当校において貧困家庭の児童生徒の実態把握を行い、児童生徒の置かれた環境に働き掛け、課題の緩和を図るために支援を行います。学校からの情報提供をもとに、気になる児童生徒の家庭等を訪問し、児童生徒の居場所へのつなぎ【居場所支援・精神的支援】、就学援助等の各種手当て制度の手続き支援【経済的支援】、障害者自立支援サービス等の公的サービス導入支援【生活支援】、パーソナルサポートセンターやハローワーク等の各種支援機関への手続き支援【就労支援】、児童相談所や子育て支援室と連携した虐待ケースへの対応【虐待対応】など、各家庭の状況に応じた支援を行います。
業務内容	

- 29 -

第3章
施策の具体的な展開

「⑤コラムエリア」は、制度などを補足するプラスアルファの情報を掲載しています。

施策の指標

⑥指標エリア

指標	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
就学援助申請率（小学校）（％）	26.5%	26.5%	26.5%	26.5%
⇒ 該当する具体的な取組：施策 I-1 経済的な支援による育ちの応援				
指標	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
就学援助申請率（中学校）（％）	32.4%	32.4%	32.4%	32.4%
⇒ 該当する具体的な取組：施策 I-1 経済的な支援による育ちの応援				

第3章
施策の具体的な展開

「⑥指標エリア」は、施策の効果を測る指標です。
第3章の末尾に指標の一覧を載せています。



政 策

子育てが楽しくなるまちづくり

施策 I

支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

現状

令和6年度に沖縄県が実施した「沖縄県こどもの実態調査」において、困窮世帯の割合は21.8%となっており、およそ5人に1人が貧困状態にあるという結果になっています。平成27年度の29.9%と比べると8.1%減と改善傾向にはありますが、一人当たりの県民所得など各種指標が示す沖縄県の子ども達を取り巻く状況は、全国と比べてもいまだ深刻な状況となっています。

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、一人ひとりの子どもに寄り添い、家庭の状況を把握し、必要な支援が届くような環境づくりが必要です。子どもの貧困対策には、子育て世帯の経済的な負担軽減や支援員の配置の他、居場所づくりや学習支援など、それぞれの関係機関が連携し、子ども達の状況に応じた適切な支援が求められています。

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者へは、学校給食費、学用品費、修学旅行費等を援助する「就学援助制度」を実施しています。平成30年度からは、翌年度小学校入学予定の保護者に対しランドセル等を購入するための小学校入学準備金支給も実施しています。

また、本市では、全ての子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、授業や行事などで使用する消耗品の購入などにかかる学級費の一部を公費で負担することで保護者の負担軽減を図っております。加えて、今般の物価高騰の現状を踏まえ、学校給食費については、令和8年度現在、中学校の学校給食費は、県補助に加え本市が半額を公費で支援することにより、完全無償化としています。なお、小学校の学校給食費については、本市が保護者負担分の半額を支援しています。

本市は「給付型奨学金制度」を創設し、成績が優秀で修学する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で大学等への進学が困難な方を対象に支援を行っています。また、近年は国による高等教育の修学支援新制度として、日本学生支援機構が実施している給付型奨学金事業など、進学を希望する学生への支援策も充実してきています。

施策Ⅰ

Ⅰ

経済的な支援による育ちの応援

課題

(1) 学校や関係機関と連携した子どもの貧困対策の推進

○子どもの貧困対策にあたっては、市長部局や関係機関等と連携して取り組む必要があります。

(2) 学級費の一部公費負担

○全ての保護者の経済的負担の支援として一部公費を充てるなかで、物品購入の方法や種類の選定を工夫していく必要があります。

(3) 学校給食費支援の継続

○継続的に学校給食費の支援を行うには、本市単独では財政的な負担が大きいことの課題があります。

(4) 高等教育機関への進学及び修学の支援

○県内大学等への進学を希望する方が、経済的な理由により進学を諦めることなく修学ができるよう、経済的な支援が求められています。

取組の柱と方針

(1) 就学援助制度の周知の促進

○経済的に困窮している世帯への支援として、市長部局や関係機関等と連携した就学援助制度の周知に加え、申請手続きのオンライン化など、利便性向上を図りながら、支援を必要とする世帯が漏れなく制度を利用できるよう努めます。

(2) 予算執行の効率化

○4月に学校向けの予算執行に関する研修を実施し、学級で使用する消耗品の計画的な購入や、複数学級分をまとめて購入するなど、学校に対し効率的な予算の執行を促します。

(3) 国や県と連携した学校給食費支援の推進

○学校給食費の完全無償化に向けては、自治体間の格差が生じることなく、保護者の負担を軽減するために、国に対しては国の制度として財政措置を講じるよう引き続き中核市市長会、九州市長会、全国市長会、中核市教育長会及び全国都市教育長協議会を通して要望していきます。また、沖縄県に対しては、県の補助制度においても小学校も補助対象とするように要望していきます。

(4) 奨学金給付の継続による進学及び修学の支援

○大学等進学にかかる経済的負担を軽減し、進学及び修学意欲の維持を後押しするため、引き続き「給付型奨学金制度」により支援します。

施策 1
2
こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施
課題

(1) こどもや世帯の状況把握と関係機関へのつなぎ

○家庭の状況にかかわらず、全てのこどもが安全・安心な生活ができるよう、子ども寄添支援員の配置や居場所づくり、個々の状況に応じた適切な支援体制が求められています。

取組の柱と方針

(1) こどもや世帯の状況把握と関係機関へのつなぎ

○支援が必要なこどもや世帯の状況を把握するため、子ども寄添支援員を配置し、こどもの居場所づくりや関係機関へのつなぎなど制度の周知と利用を図ります。また、学校をはじめとする関係機関と連携して適切な支援を行っていきます。


子ども寄添支援員について

事業目的	貧困状態がこどもの生活と成長に与える様々な課題（不登校、いじめ、問題行動等）に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う子ども寄添支援員を配置し、子どもの貧困対策に取り組みます。
支援員	子ども寄添支援員（社会福祉士、精神保健福祉士等）
業務内容	担当校において貧困家庭の児童生徒の実態把握を行い、児童生徒の置かれた環境に働き掛け、課題の緩和を図るために支援を行います。学校からの情報提供をもとに、気になる児童生徒の家庭等を訪問し、児童生徒の居場所へのつなぎ【居場所支援・精神的支援】、就学援助等の各種手当て制度の手続き支援【経済的支援】、障害者自立支援サービス等の公的サービス導入支援【生活支援】、パーソナルサポートセンターやハローワーク等の各種支援機関への手続き支援【就労支援】、児童相談所や子育て支援室と連携した虐待ケースへの対応【虐待対応】など、各家庭の状況に応じた支援を行います。

施策の指標

指標	就学援助申請率(小学校)(%)	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		26.5%	▶ 26.5%	26.5%	26.5%

➡ 該当する具体的な取組: 施策 1-1 経済的な支援による育ちの応援

指標	就学援助申請率(中学校)(%)	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		32.4%	▶ 32.4%	32.4%	32.4%

➡ 該当する具体的な取組: 施策 1-1 経済的な支援による育ちの応援



政 策

自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちをつくる

施策 2

自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる

現状

社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっており、子どもたちは、激しい変化が止まることのない時代を生きることになります。その中で、これからの未来を担う子ども達は、自分のよさや可能性を認識し、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることが求められています。地域と学校がこれまで以上に組織的かつ継続的に連携・協働した教育活動の充実が必要です。

本市の特色である小中一貫教育を軸に、幼児教育から義務教育までの切れ目のない教育を実施しています。GIGA スクール構想[※]により整備された ICT 環境を効果的に活用した授業改善等を通して学力向上や主体的・対話的で深い学びの実現に取り組んでいます。

外国人児童生徒や、小中学校における医療的ケアが必要な児童生徒等、多様な背景を持つ児童生徒が年々増加していることから、学校では外国語教育の必要性の高まりやインクルーシブ教育[※]の推進が求められています。また、変化の激しい時代を生きる子どもたちには、物事を主体的に捉える姿勢、課題を乗り越える力、自ら進む方向を決める心が備わっている必要があります。そのためには、確かな学力の他にも防災教育、キャリア教育、人権教育といった幅広い学びと、自身の生活や実現したい将来・未来を関連付け、自発的に学びに向かう力を養うことが重要です。

全国的に不登校となる児童生徒は年々増加しています。不登校については、そのきっかけや理由は様々です。不登校を生まない取り組みや、一人ひとりに応じた働きかけを行い、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す支援が必要となっています。

子どもたちが自ら学びに向かい心豊かに成長をしていくためには、健やかな生活基盤・安定した生活習慣が整っている必要があります。そのためには、バランスのとれた食事、適切な運動習慣、十分な休養・睡眠や、SNS 等の適切な利用等、生活リズムの確立が大切です。子どもの基本的な生活習慣を形成し豊かな心や健やかな体の育成のため、家庭・地域と協力しながら取り組む必要があります。また、部活動の指導者等との望ましい活動のあり方について、共通の理解を図ることが望まれています。

これらの学校を取り巻く課題が多様化する中で、教員の意欲とその能力が最大限に発揮することができる環境整備が求められています。本市では、教員を対象とした法定研修や経年研修、教育講演会及び教育講座等の実施を通して、教員の資質・能力の向上に努めています。

近年、学校の担う役割が複雑化し、教員の負担増による長時間勤務が深刻な状況となっています。日常的に児童生徒に関わる教師にのみ負担が集中することなく、多様複雑化・困難化した課題に、多角的な視点や多様なアプローチが取れるよう、専門的知見やスキルを持つ人材を活用した組織的な支援が求められています。また、本市は業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図る

ことを目的として「那覇市教育職員働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革を推進してきました。メンタルヘルス不調により休職する那覇市の教員は減少傾向にありますが、依然として全国に比べて高い割合となっています。学校における働き方改革は、教員のワークライフバランスの推進に留まらず、那覇市の未来を担うこども達の育成にかかる課題であることから、更なる取組を推進する必要があります。



学力向上推進計画

本市における、学力向上の取り組みや授業改善の取組等を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため、「授業づくり」と「学級（学年）づくり」の両面から本市の課題解決を目指して、令和 7 年度から令和 9 年度を推進期間とする学力向上推進計画を策定しました。

授業改善を基本として、「授業づくり」、「学級（学年）づくり」、「生徒指導の4つのポイント」を連動関連させながら、子どもたちが「創造性」と「協働性」を発揮することができ、「探究心」を持って新たな問題を見つけ、解決する力が身に付くよう取り組みます。

●自立した学習者

自分の夢や目標達成のために学習内容や方法を「自分で決め、学習状況を把握・改善しながら学習を進められる生徒（文部科学省定義）をいいます。

●「『自立した学習者』育成のための授業改善4つの取組」

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、「学習基盤としての ICT」の活用、「指導と評価の一体化」の実現、「自学自習力」を育む取組の充実のことをいいます。

●「『支持的風土』醸成のための 4 つのポイント」

支持的風土とは、「認め合い、助け合い、期待をかけ合い、高め合う温かい学級の風土」のことをいいます。「傾聴」「受容」「支援」「自律」は支持的風土に向かうための筋道でもあります。

●「生徒指導の4つのポイント」

生徒指導 4 つのポイントを意識しながら、「授業づくり」と「学級（学年）づくり」を進めることで、児童生徒の主体性や学びの質を高めることができます。「授業づくり」と「学級（学年）づくり」の主な視点として以下のようにまとめました。

生徒指導 4 つのポイント	授業づくり	学級（学年）づくり
自己存在感の感受	児童生徒の意見を尊重し、発表や活躍の場をつくる。	個々の役割を大切に、努力や成長、貢献を見取り伝えていく。
共感的人間関係の育成	対話的な学びを増やし、お互いを尊重する学習展開を行う。	互いの良さを認め、共感し合う機会をつくる。
自己決定の場の提供	学習活動の選択肢を増やし、自主的に学ぶ授業をつくる。	自治的な活動を充実させ、児童生徒の主体性を尊重する。
安全・安心な風土の醸成	個性を尊重し、安心して学べる授業を展開する。	心理的安全性を確保し、安心して過ごせる学級をつくる。

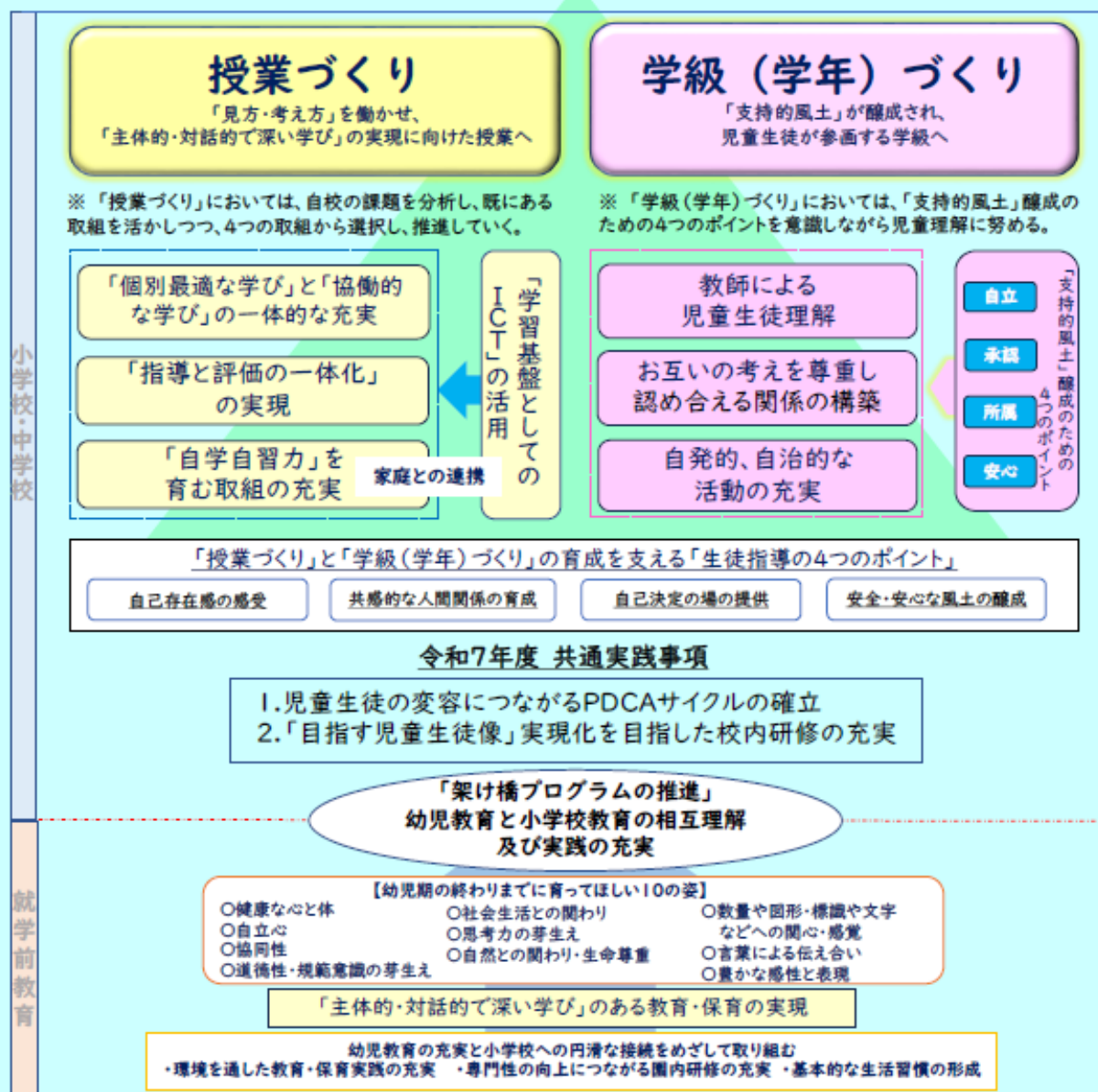
全体構想図

学力向上推進の基本方針

- 本市では、授業改善を基本とし、その手立てとして「授業づくり」と「学級（学年）づくり」に「生徒指導4つのポイント」を関連させながら推進する。
- 「授業づくり」では、「『自立した学習者』育成のための授業改善4つの取組」から選択して推進する。
- 「学級（学年）づくり」では、「支持的風土」醸成のための4つのポイントを意識しながら児童生徒理解に努める。児童生徒がお互いの違いや考えを認めて尊重し、協力し合える関係を築き、それを「協働的な学び」の充実へつなげていく。

目指す児童生徒の姿

- 学ぶことに興味・関心をもち、自分で計画を立て、粘り強く取り組む。（創造性）
- 他者との関わりの中で、異なる考えにふれ、自己の考えを広げ深めている。（協働性）
- 自らの学びを振り返り、新たな問題を見いだしている。（探究心）



出典：那覇市学力向上推進計画（令和7年度～令和9年度）

施策2

I

学力向上の推進

課題

(1) 学力向上の推進

○令和7年度の全国学力・学習状況調査で、本市は小学校「国語」は、全国平均正答率を1.2ポイント上回り、「算数」では、1ポイント下回る結果となりました。中学校「国語」では、全国平均正答率を3.3ポイント下回り、「数学」では、6.3ポイント下回り、全国との差が広がる結果となりました。また、解答分析から記述式や思考をとまなう問題において課題がみられることが明らかになっています。

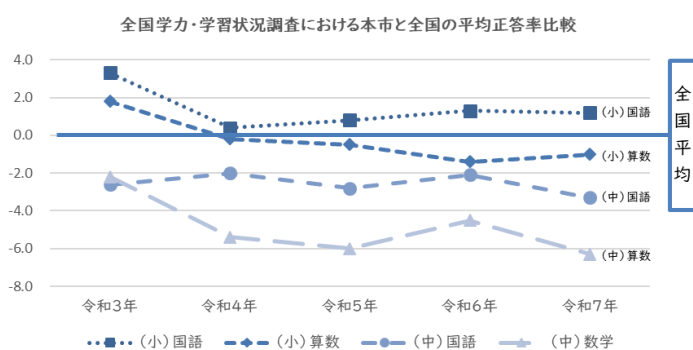
○不登校やその傾向がある児童生徒の増加、思考力・判断力・表現力の育成、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、さらにICTの効果的な活用に課題がみられます。

○児童生徒アンケートによると、授業の時間以外に先生と話をすることについて、児童生徒の1割は「月に2、3日」や「ほとんど話す機会が無い」と答えています。教師は、日常の様々な場面で積極的に児童生徒に関わり、児童生徒の理解に努める必要があります。

○児童生徒アンケートによると、子どもたちが授業で楽しいと感じるときは「授業の内容がわかったとき」「難しい問題が解けたとき」が上位を占め、自己の成長や達成感を感じることで、授業に対して前向きになることから、より一層「分かる授業」に向けた授業改善が必要です。また、学習面で不安がある児童生徒が増加しています。

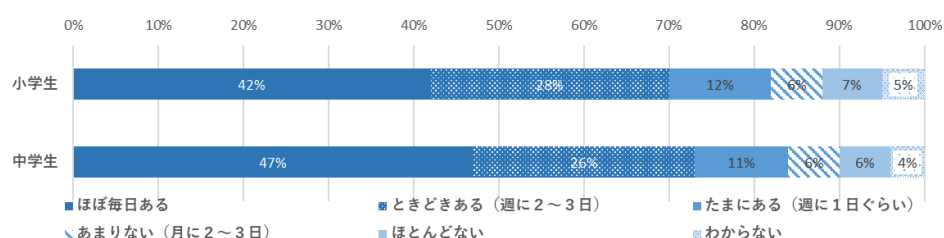
○本市の児童生徒の生活習慣に関する調査(令和4年11月実施)によると、児童生徒の家庭学習時間は令和元年度より改善したものの、小学生の約40%、中学生の約35%が1時間未満となっています。家庭学習時間の増加と習慣化に向けた取り組みが求められます。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
(小)国語	3.3	0.4	0.8	1.3	1.2
(小)算数	1.8	-0.2	-0.5	-1.4	-1.0
(中)国語	-2.6	-2.0	-2.8	-2.1	-3.3
(中)数学	-2.2	-5.4	-6.0	-4.5	-6.3



○児童生徒アンケート

質問3. 授業の時間以外に、先生と話をすることはどれくらいありますか。



取組の柱と方針

(1) 学力向上に関する取り組みの強化

○小中学校の解答状況を鑑み、解けなかった項目の要因分析・傾向を考察し、全職員による対応策の共通理解・共通実践や、子供同士で学び合う授業改善を図ります。特に、沖縄県施策「『自立した学習者』育成のための授業改善4つの取組」と関連付けた授業づくりに努めることで、全国学力・学習状況調査の全国平均正答率の全国水準を目指します。

○児童生徒が自分に合った学び方を工夫し、学習意欲を高め、自立した学習者の姿を獲得できるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。また、ICTを効果的に活用する等、児童生徒が「学び方」を学習する授業づくりに努めます。

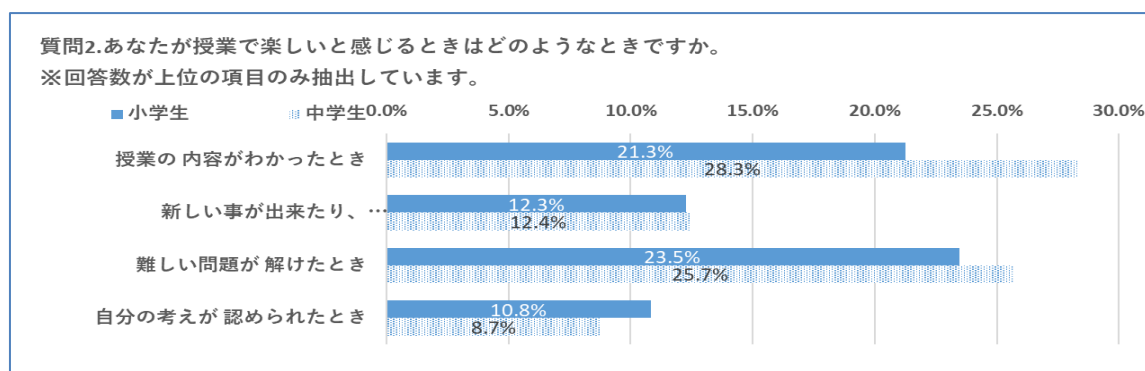
○教師は、児童生徒一人一人の理解のために、子供の背景や取り巻く環境を把握し、積極的にコミュニケーションを図り情報収集に努めることで、全職員で支援していく体制を目指します。

○「分かる授業」に向けた授業改善として、児童生徒の達成感や成長を図るために、探究的な学習や体験的な活動を通し、多様な他者と協働しながら、課題を解決する場を設定する等、児童生徒にとって必要感のある「協働的な学び」の充実を図ります。

○小学校3年生算数、中学校1年生数学など、学習面の不安や、つまずきのみられる等の児童生徒に対し学習支援を行う支援員を活用し、個に応じた支援の充実に取り組むことで学力の向上を図ります。

○児童生徒や保護者へ、家庭学習の大切さを浸透させ、自学自習力の育成に努めます。

○教師は、児童生徒から「問い」を引き出し、授業をファシリテートする力を高め、児童生徒が、授業を通して「学び方」を育み、自立的な家庭学習につなげていけるよう支援に努めます。



○児童生徒の生活習慣に関する調査（令和4年11月実施）

1日あたりの 家庭学習時間（月～金）		3時間以上	2時間～3時間	1時間～2時間	30分～1時間	30分未満
	小学校	12.7	15.3	26.0	27.1	13.6
	中学校	9.2	20.1	25.5	20.7	14.7
1日あたりの 家庭学習時間（休日）		4時間以上	3時間～4時間	2時間～3時間	1時間～2時間	1時間未満
	小学校	8.5	8.5	13.6	24.3	29
	中学校	6	8.3	17.5	23.7	26.7

課題

(2) 幼児教育から義務教育までを通した継続的・計画的な指導

○幼児期の生活や遊びを通して学んだ力を小学校教育へ円滑に移行していくことが重要です。「架け橋プログラムの推進※」等により、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた「保幼小連携」のあり方を充実させ、小１プロブレム※に対応する必要があります。

○小中一貫教育は自立期最終年度を迎えたことから、令和8年度以降は、各校の特色を生かし、小中一貫教育を「自分事」として捉え、「持続可能な取組」となるよう目指します。そのためには、全教員が同じ視点を持つことや、児童生徒が主体的に取り組むことが必要です。

取組の柱と方針

(2) 幼児教育と小学校教育の連携推進、小中一貫教育の推進に向けた計画及び実施

○スタートカリキュラムの作成やこども園、保育所、私立幼稚園等を含めた幼児教育、小学校等の双方の関係者による協議会を開催する等、「架け橋プログラムの推進」により、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

○各中学校グループが自校の児童生徒の実態を踏まえ、義務教育9年間を通じて育成を目指す子どもの姿を明確にし、発達の段階に応じた「より持続可能な」指導・支援を行うことで、主体的に取り組む教育を展開します。

※用語解説※ 幼保小の架け橋プログラム

就学前(5歳)から小学1年生の子ども達を対象とした、幼稚園・保育所・認定こども園(幼保)から小学校へのスムーズな移行を支援する取り組み。この就学前(5歳)から小学1年生の時期を「架け橋期」と呼ぶ。

※用語解説※ 「小1プロブレム」

1年生の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を受けない、指示通りに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり教室から出て行ったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数ヵ月にわたって継続する状態

保幼小 架け橋プログラムイメージ



「架け橋プログラム」とは、5歳児（年長）から小学1年生までの「架け橋期」に、幼児教育と小学校教育を円滑に接続・充実させるための全国的な取り組みです。このプログラムは、保幼小の枠を超えた大人たちが連携・協働し、子どもの「これまで」と「これから」の学びや生活の連続性を意識しながら、すべての子どもに主体的な学びや生活の基盤を育むことを目指します。



小学校区保幼小連絡協議会

課題

(3) 国際理解教育及び外国語教育

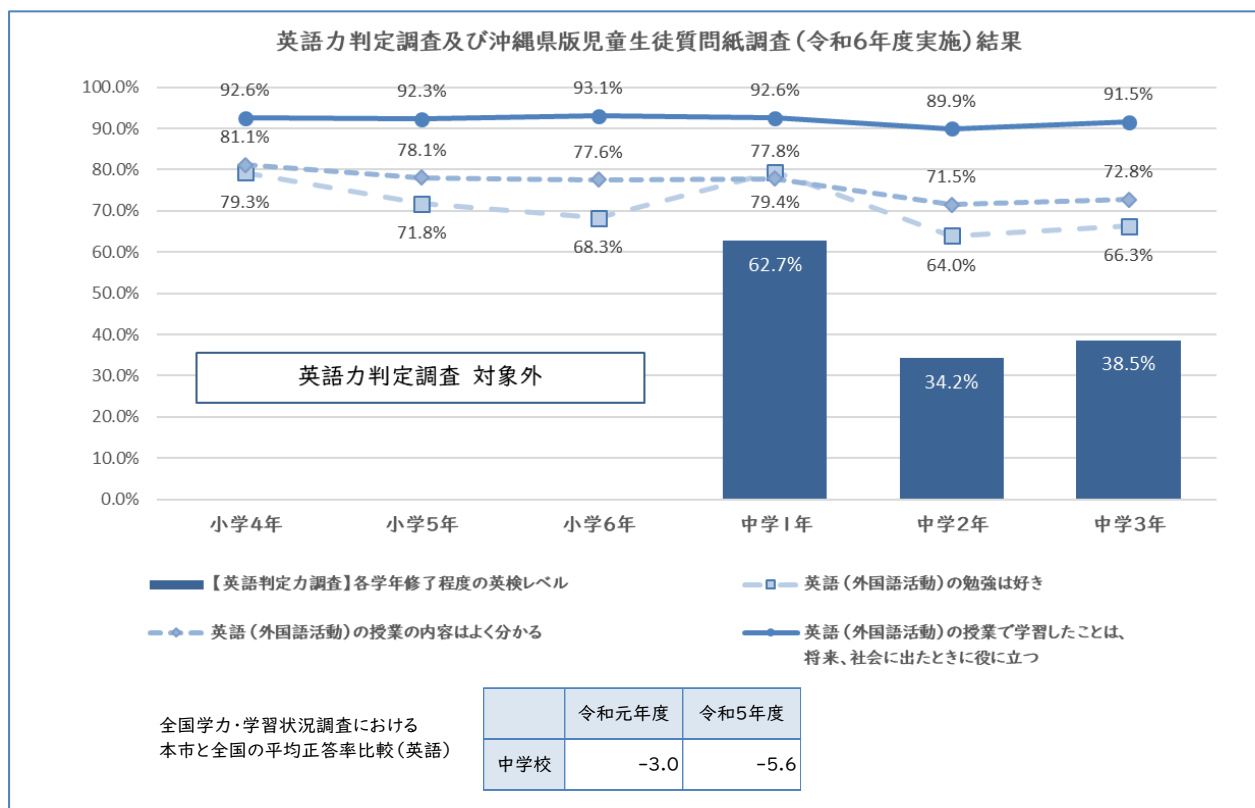
○外国籍や帰国直後で日本語指導が必要な児童生徒が増加していることから、教材や指導者の確保、在籍学級における授業と日本語指導との橋渡しや連携等のより良い方法の構築が求められています。

○外国にルーツを持つ子どもたちも含め、学校の一員として学習・協働していくためには、日本・外国双方の言語・文化を相互に理解する包摂性が醸成される必要があります。

○沖縄県版児童生徒質問紙調査によると、英語学習が将来役立つと感じる生徒は一貫して多くいる一方、英語の勉強や授業内容の理解に対する肯定的な回答は学年があがるとともに減少する傾向がみられます。また、英語力判定調査によると、本市の中学1年生から3年生について、各学年修了程度の英検レベルは3割から6割の子どもたちが備えているとの結果が示されています。全国学力・学習状況調査においても、令和元年度から令和5年度にかけて、本市と全国の平均正答率（英語）の差が開きました。このことから、授業の在り方の改善が必要です。

○教科として位置づけられた小学5・6年生の外国語科における指導と評価のあり方等を理解し、指導の工夫・改善を図ることが必要です。

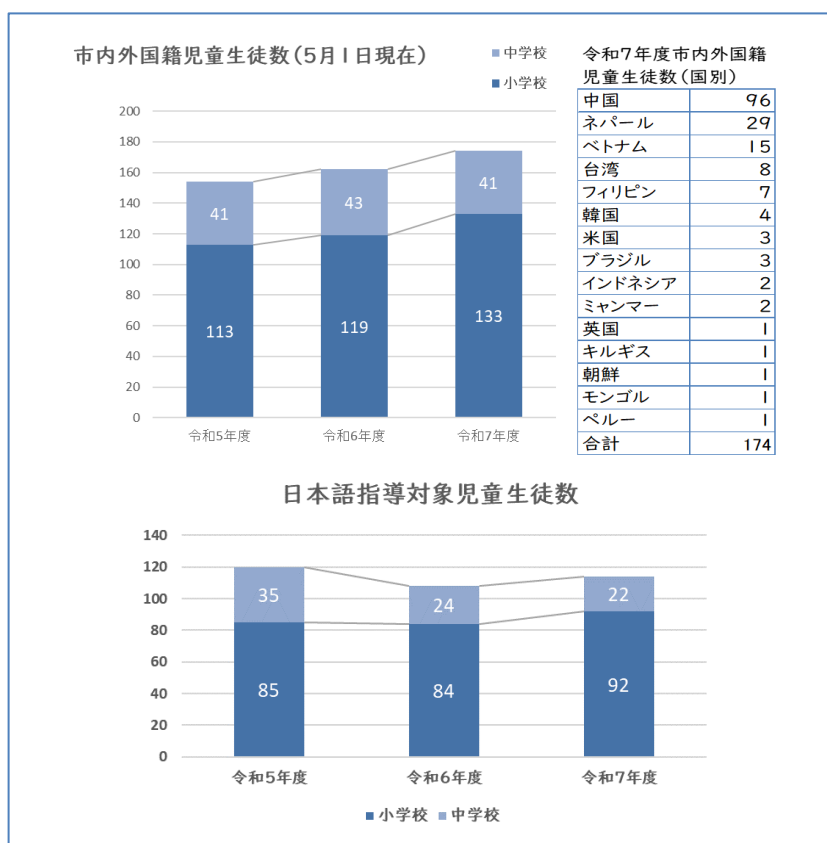
○中学校においては小学校の外国語教育を踏まえた指導とICT機器や生徒の1人1台端末を有効に活用するなどして、更なる言語活動の充実が求められています。



取組の柱と方針

(3) 国際理解教育及び外国語教育

- 日本語指導が必要な外国人や帰国児童生徒の「居場所」の確保に努め、必要に応じて特別的教育課程※を編成し、学習面や生活面の相談ができる指導協力者を派遣するなど、児童生徒の新しい環境への円滑な適応に向けての支援を図ります。
- 英語指導員（AET/JTE）を活用し、日ごろから異文化理解の充実とコミュニケーション能力の向上を図りつつ、異文化交流会を実施し、国際的視野を育むとともに、コミュニケーションへの積極的な態度を育成します。
- 小学校においては、英語指導員とともに、英語を使ったゲームや歌などを適宜加えながら発達段階に応じて英語に慣れ親しむ機会の創出に努めます。また、一人1台端末や ICT 機器を効果的に活用して、生徒の興味関心を引き付ける取り組みを進めていきます。
- 中学校においては、生成 AI をはじめとしたデジタル教材などを有効活用しながら、言語活動の充実を図ります。加えて、英語指導員との実践的なコミュニケーションの機会の創出に努めることを通して、聞く、話す力の向上を図ります。



ICT を活用した
オンライン国際交流事業

※用語解説※ 「特別的教育課程」

学校教育法で定められた目標を達成するために、通常教育課程の規定にかかわらず、学校が独自に編成する教育課程のこと。文部科学省は、この特別的教育課程を編成できる制度を設けて、多様な教育ニーズに対応できるようにしている。

施策2

2

防災教育、キャリア教育及び人権教育等の充実

課題

(1) 安全・安心な学校づくり

- 不審者対応の取り組みに加え、火災・地震・津波を想定した防災教育を実施しています。また、災害時に自分の身を守りつつ、自分にできることを考え行動するなど、学校生活以外の場面でも災害に対応できるよう、地域と連携して取り組む必要があります。
- 防災の学習に興味が無い児童生徒は、身近に災害が発生しないと考える傾向が見られるため、防災を自分事として捉えられるよう、主体的に行動する態度を育成する必要があります。

(2) 効果的なキャリア教育の実施

- 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図る必要があります。
- 児童生徒アンケートでは、将来の仕事を選ぶ理由として、関心や自己のよさを生かすことを重視している結果となりました。身に付けさせたい力（かかわる力・ふり返る力・やりぬく力・みとおす力）を意識した教育活動が重要になります。

(3) 道徳教育、人権教育及び平和教育の充実

- 「特別の教科 道徳」では、児童生徒が議論し、考えを深めるような学習指導を工夫する必要があります。
- 児童生徒アンケートによると、今よりももっと、一人ひとりの人権が守られる学校になるために必要な取り組みとして、小学生は困り事を相談できる体制を、中学生は自身の考えを周りが受け入れてもらえる環境を求めているとの結果になりました。
- 学校の教育活動全体を通して、人権意識を高め、お互いの個性を尊重するよう促し、いじめ防止等に取り組む必要があります。
- 児童生徒の平和を希求する心を育むには、平和教育を一過性の取組にせず、組織的・計画的・継続的に取り組む必要があります。
- 戦後80年以上を経て戦争体験者である語り部の方が少なくなる現状において、本県の歴史や地域の特性を考慮し、沖縄戦の実相や平和の尊さを次世代へ継承する必要があります。
- 将来の社会の創り手として、主体的に社会の形成に参画する態度を育成する事が求められています。教育活動全体を通して、児童生徒の主権者意識を醸成する取り組みが必要です。
- 「性の多様性※を尊重する都市・なは」を宣言する本市においては、「性の多様性の尊重」についての理解と児童生徒への配慮及び適切な対応についての理解を深める必要があります。

※用語解説※ 「性の多様性」

人が持つ性のあり方が、男性と女性という二つのカテゴリーに限定されるものではなく、多様なものであるという考え方をいいます。性的指向（好きになる相手の性）、性自認（自分の性をどのように認識しているか）、身体の性（生物学的な性）、性表現（服装や言葉遣いなど、どのように自分を表現するか）など、様々な要素が組み合わさって、一人ひとりの性が形成されるという概念をいいます。

取組の柱と方針

(1) 危機管理マニュアルの見直しと防災教育の実施

- 地震・津波等を想定した防災訓練を実施するとともに、不審者対策や火災・地震・津波時における防災体制や避難方法などに関する危機管理マニュアルの見直しを行います。
- 地域と連携し、児童生徒が、どんな時どんな場所でも災害に対し、自ら判断し安全な行動がとれる力を身に付けられるよう、防災教育の充実に努めます。

(2) 効果的なキャリア教育の実施

- 社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身につける体験的な学習は、児童生徒の発達の段階に応じた学ぶ目的や目標を明確にし、事前・事後学習の充実を図ります。また、保護者や地域・企業等と協力・連携し、効果的な体験学習を図ります。
- キャリア教育の充実を図るために、身に付けさせたい力（かかわる力・ふり返る力・やりぬく力・みとおす力）と関連させながら授業改善を推進し、学びをつなぐ「キャリア・パスポート※」の活用を通して資質・能力の育成を図ります。

(3) 道徳教育、人権教育及び平和教育の充実

- 「特別の教科 道徳」について、学習指導要領の趣旨を生かした各種研修会の取組みを充実させます。
- 児童生徒の人権意識の高揚を図るとともに、全ての子どもが自分を大切に、自分らしく生きるための偏見差別のない教育を推進します。また、「那覇市いじめ防止基本方針」に基づき、各小中学校での組織的取組を充実させ、いじめ防止の徹底を図ります。
- 平和教育を、学校の教育活動全体を通じて取り組みます。また小学校・中学校・高等学校の平和教育の一貫性を意識し、児童生徒の発達の段階に応じた内容となるよう取り組みます。
- 平和の大切さを自ら発信し、平和を構築できる児童生徒の育成を目指し体験学習や調べ学習の充実を図り、平和について主体的に考えることができる平和教育を推進します。
- 平和教育担当者の研修会を計画的に実施するなかで、戦争体験者である語り部の方から体験談を聞くことや平和関連施設の見学などを通して、沖縄戦の実相や平和の尊さを次世代へ継承する取組みを図ります。
- 各学校において、社会科の学習をはじめ教育活動全体を通して主権者教育に取り組むことにより、児童生徒が主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成します。
- 令和6年10月に策定した「性の多様性を尊重する学校づくりのための指針」に基づいて、性の多様性に配慮し、誰もが自分らしくあることの大切さについての理解を深めていきます。

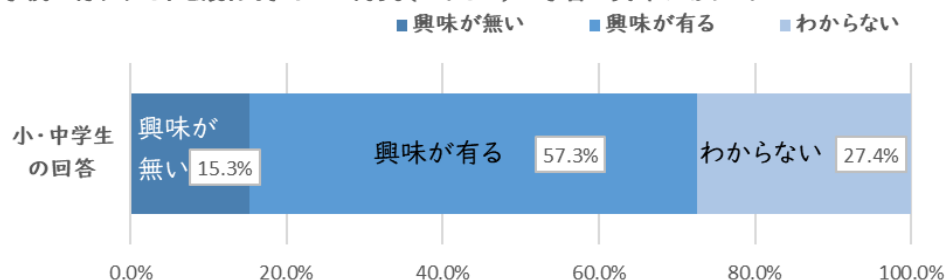
※用語解説※ キャリア・パスポート

学習指導要領の特別活動において、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」とされたため、本市においてはキャリア・パスポートとして取り入れています。



児童生徒アンケート（防災学習）

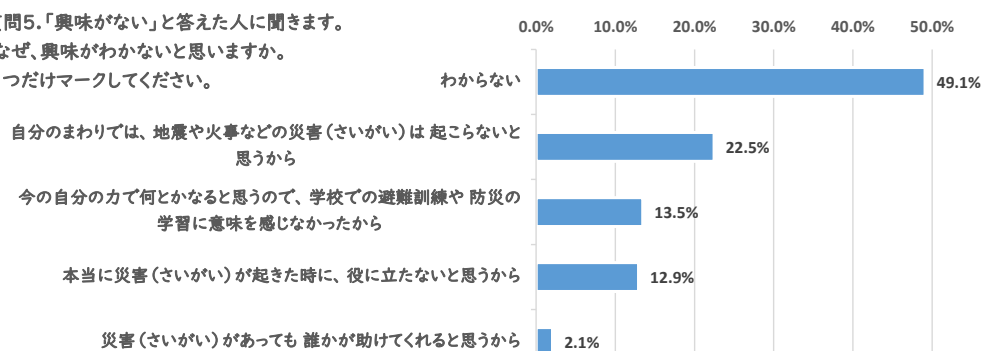
質問4.学校で行われる、地震、火事などの防災（ぼうさい）の学習に興味がありますか。



質問5.「興味がない」と答えた人に聞きます。

なぜ、興味がわかないと思いますか。

1つだけマークしてください。



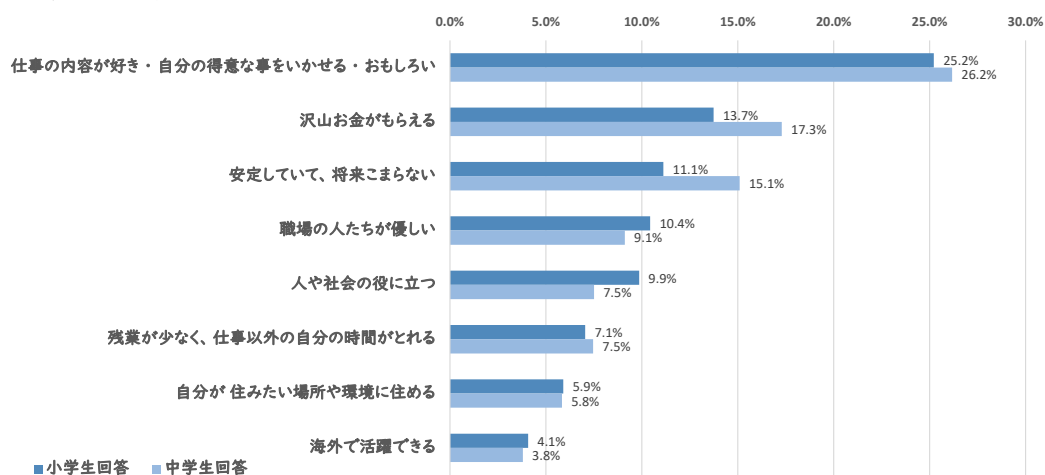
学校で行う防災学習に「興味がない」と答えた児童生徒は、約15%となっており、「興味がわかない理由」については、「わからない」を除くと、身近には災害が発生しないや、学習しなくても何とかなると考えており、自分事として捉える事が難しい傾向が見られます。



児童生徒アンケート（将来の仕事を選ぶ理由）

質問20.あなたが、将来仕事（職業や会社）を選ぶとき、どんな理由で決めますか。回答は3つまでえらべます。

※回答数が上位の項目のみ抽出しています。

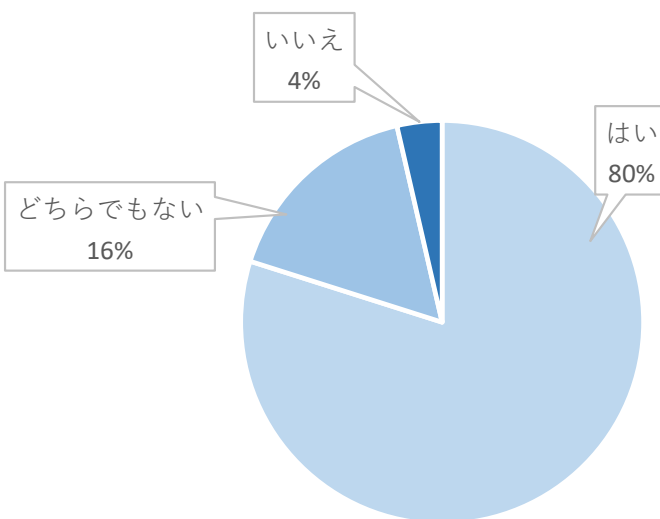


児童生徒は、将来の仕事を選ぶ際、仕事への関心や自己のよさ、可能性を生かすことに重点を置いています。そのほか、ワークライフバランス等の点も高い傾向があります。

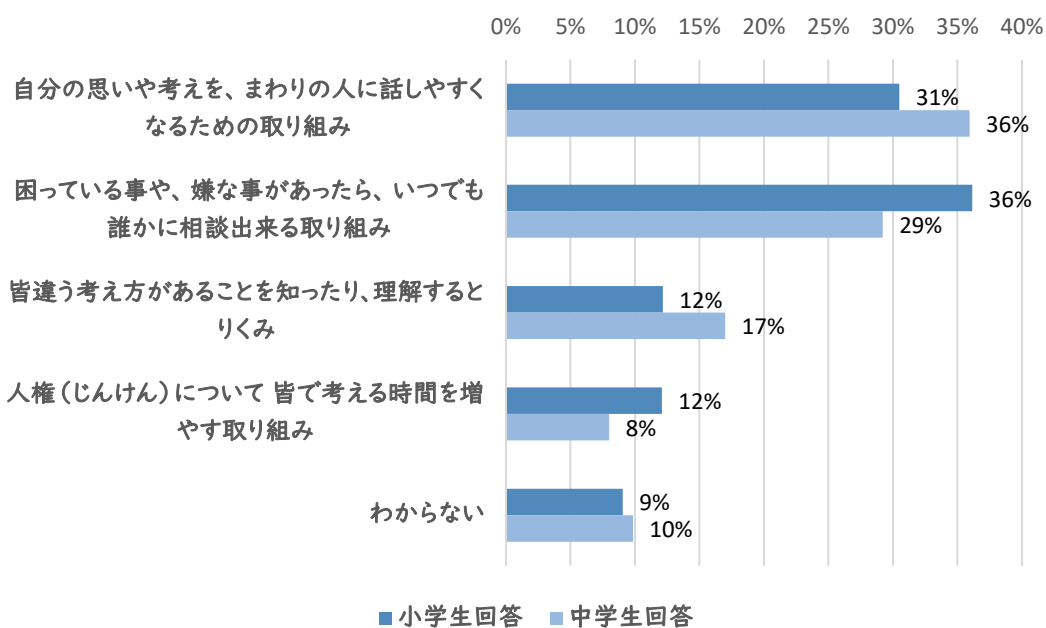
児童生徒アンケート（学校における人権）

質問9.あなたの学校は、一人ひとりの人権が守られていると思いますか。

- はい
- どちらでもない
- いいえ



質問10.あなたの学校が、今よりもっと、一人ひとりの人権（じんけん）が守られる学校になるために、最も必要なことは何だと思いますか。



小学生は「困りごとや嫌な事を相談できる体制」を、中学生は「自身の考えを受け入れてもらえる環境」を求める傾向にあります。

施策2

3

特別支援教育に関する支援の充実

課題

(1) 特別支援教育に関する支援の充実

○特別な支援を要する児童生徒に対しては、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる柔軟な体制を整備する必要があります。

○児童生徒へのアンケートによると、子どもたちは、障がいに関係なく共に学ぶためには、「助け合う気持ちをもつこと」「先生も含め障がいについて良く学ぶこと」「障がいに関係なく一緒に長く過ごすこと」が必要と考えています。この事からも、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り同じ場所で共に学び合うインクルーシブ教育※の仕組みが構築される必要があります。

(2) 医療的ケア児の個々の状況に応じた適切な支援

○医療的ケア児※のケアにかかる時間や手技は様々であり、短時間のケアで足りる場合や看護師の常駐が必要な場合、日常的なケアは必要ないが適宜見守りが必要な場合など、児童生徒個々の状況に応じた支援について柔軟に対応する必要があります。

○校外学習や宿泊を伴う学校行事等で、看護師の派遣が困難な場合があり、この場合は保護者に対応していただいておりますが、負担が軽減されるよう支援体制の整備が必要です。



特別支援教育に関連する用語

●インクルーシブ教育

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいの有無に関わらず、すべての子ども達がともに学び合う教育のことをいいます。

●医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器の管理や経管栄養、喀痰（かくたん）吸引など）を受けることが不可欠である児童生徒のことをいいます。

●（障がいのある児童生徒等に対する教育における）合理的配慮

障がいのある児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定される学びを保障するために必要な支援をいいます。例えば、教員や支援員等の確保、施設・設備の整備のほか、個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮などが挙げられます。

● 那覇市立小学校及び中学校における医療的ケアに関するガイドライン（令和6年2月策定）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を踏まえ、医療的ケア児が健康で安全な学校生活を送ること、保護者負担の軽減を図ること、医療的ケア児の自立促進を図ることを大きな目的とし、那覇市教育委員会が、看護師等を配置又は派遣し医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるもの。

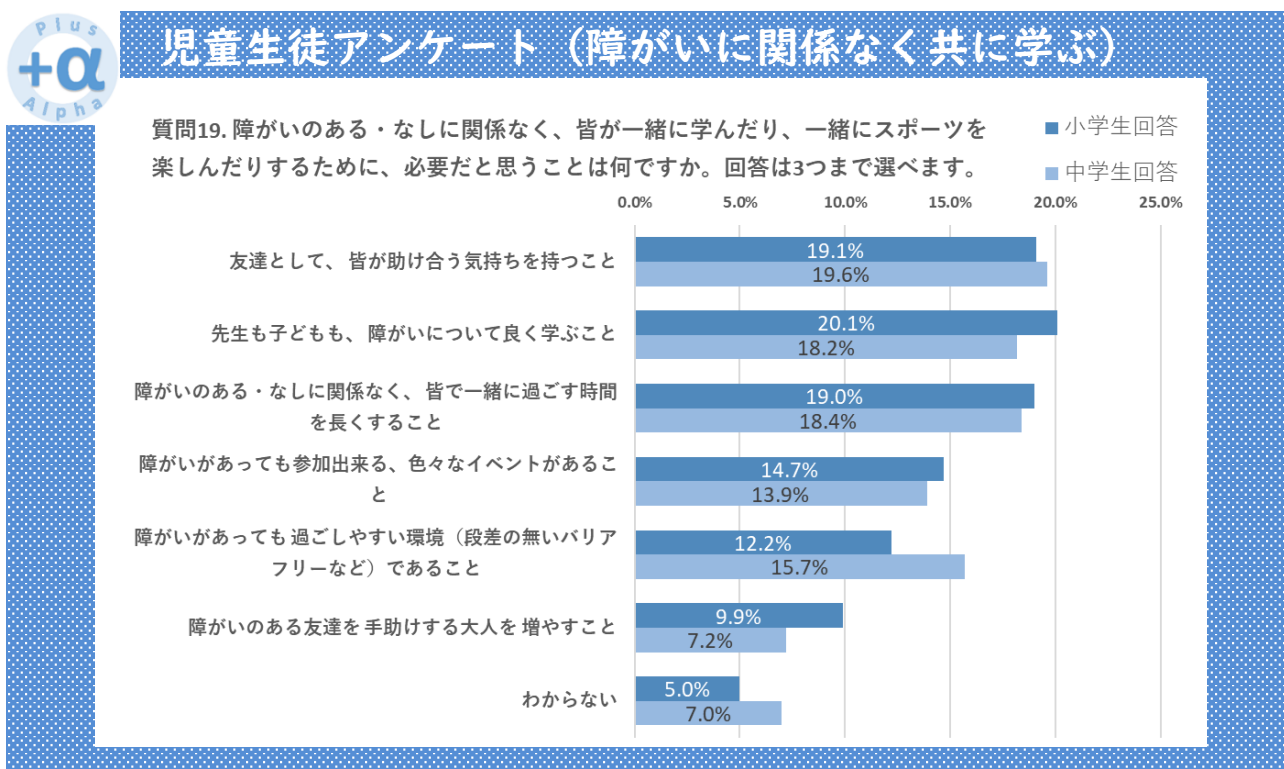
取組の柱と方針

(1) 特別支援教育に関する支援の充実

- 柔軟な体制整備の視点として、個別最適な学びと協働的な学びを基盤に据えることが大切です。そのためには保護者と学校が教育相談により対話を重ね、個別の教育支援計画や指導計画の作成を通して、児童生徒一人一人に合ったきめ細やかな指導や合理的配慮のある体制整備の充実を図ります。
- インクルーシブ教育※※の仕組みを構築するために、校内支援委員会の機能強化を行います。また、管理職研修会や特別支援コーディネータ研修会でのユニバーサルデザイン※※の視点を踏まえた事例紹介を通して全職員へ理解の浸透を図ります。
- 通常学級や特別支援学級の児童生徒が、共に尊重しながら協働して学び合う効果的な交流学习及び共同学習の推進を図ります。
- 特別支援教育を担う教員等が、特別な支援を要する児童生徒に対し、必要な合理的配慮が取れるよう特別支援教育に関する研修を充実させます。

(2) 医療的ケア児の個々の状況に応じた適切な支援

- 「那覇市立小学校及び中学校における医療的ケアに関するガイドライン※」に沿って、医療的ケアを必要とする児童生徒の安全安心な学習環境の確保、保護者の負担軽減及び医療的ケア児の自立促進を図るため、学校に看護師を派遣し、対象児童生徒に必要な医療的ケアを実施します。
- 日常的に医療的ケアを行う必要はないが、疾病を抱え適宜見守りが必要な児童生徒に対しては、看護師資格を有する特別支援教育補助員を会計年度任用職員として任用し、ケア児の健康面・安全面のサポートや緊急時の対応を行います。
- 校外学習や宿泊を伴う学校行事等では、学校と保護者、教育委員会等が協議し、負担が軽減される体制の整備に努めます。



施策2

4生活リズム確立の推進

課題

(1) 家庭における子どもの生活リズムの確立

- 本市の児童生徒は、朝食の摂取については改善傾向にありますが、就寝時間と栄養バランスに課題があります。基本的な生活習慣の乱れは、学習意欲や体力、気力低下の要因の一つとなり、このような状況を改善するため各種調査の結果を分析し、取組みの検討を継続していく必要があります。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」「食べて動いてよく寝よう」を推奨し、基本的な生活習慣の重要性について、学校・家庭・地域と連携・協力した取組が重要となります。

(2) 携帯電話・スマートフォン利用に関する保護者等との連携

- 児童生徒の携帯電話・スマートフォン利用については、生活リズムに与える影響が大きいことから、学校、保護者、市PTA連合会、警察等が、相互に連携を取り対応する必要があります。
- 本市の児童生徒は、平日1日のうち、情報機器でゲームやSNS、動画視聴にかけける時間は、小学生の約5割、中学生の約7割が2時間以上かけていることが分かっています。また、2割近い子どもたちは家庭における情報機器の使い方の約束が無かったり、守られていない実態があります。

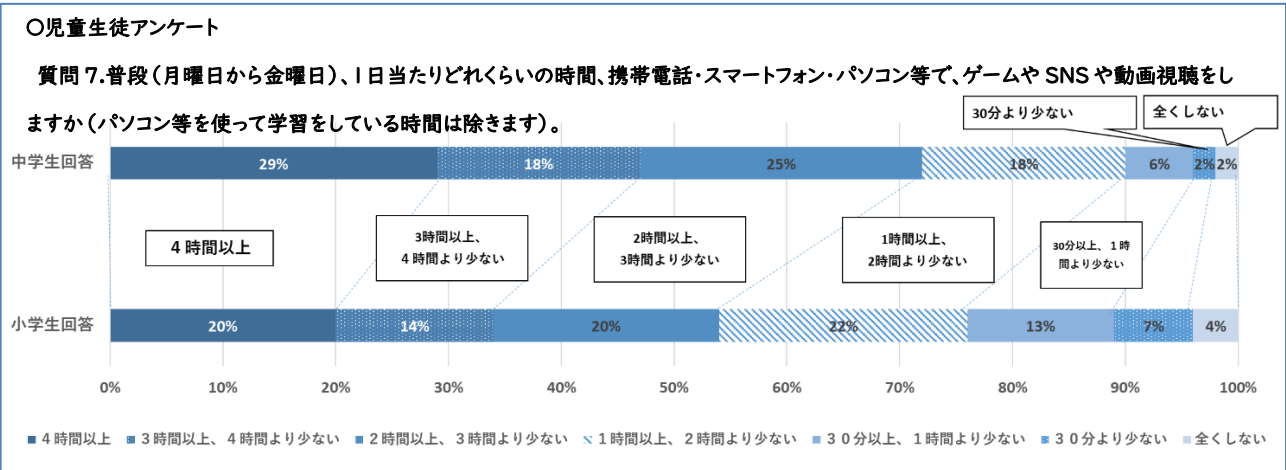
(3) 食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育

- 児童生徒の健やかな成長のために、望ましい食習慣の確立を促す必要があります。
- 喫煙や飲酒、薬物などの健康への影響についての理解を深めさせる為、学校や関係機関が協力し指導していくことが必要です。
- 子どもたちの口腔状況が生活環境によって左右されていることから、南部地区歯科医師会・学校歯科医・学校と連携しフッ化物洗口※の普及に取り組むことが重要となります。

○児童生徒の生活習慣に関する調査（令和4年11月児童生徒の就寝時間と朝食摂取率）

普段 (月～金)の 就寝時間	就寝時間帯	午後9時 より前	午後9時～ 9時半より前	午後9時半～ 10時より前	午後10時～ 11時より前	午後11時 以降
	小学校	15.2%	27.7%	26.3%	21.7%	9.1%
	中学校	2.8%	11.3%	35.6%	32.0%	18.3%

朝食を毎日 食べている 児童生徒	選択肢	毎日 食べている	ほぼ毎日 食べている	食べない 日がある	食べない
	小学校	83.3%	12.6%	3.3%	0.8%
	中学校	77.9%	14.1%	5.5%	2.5%



取組の柱と方針

(1) PTAとの連携による生活リズム確立の促進

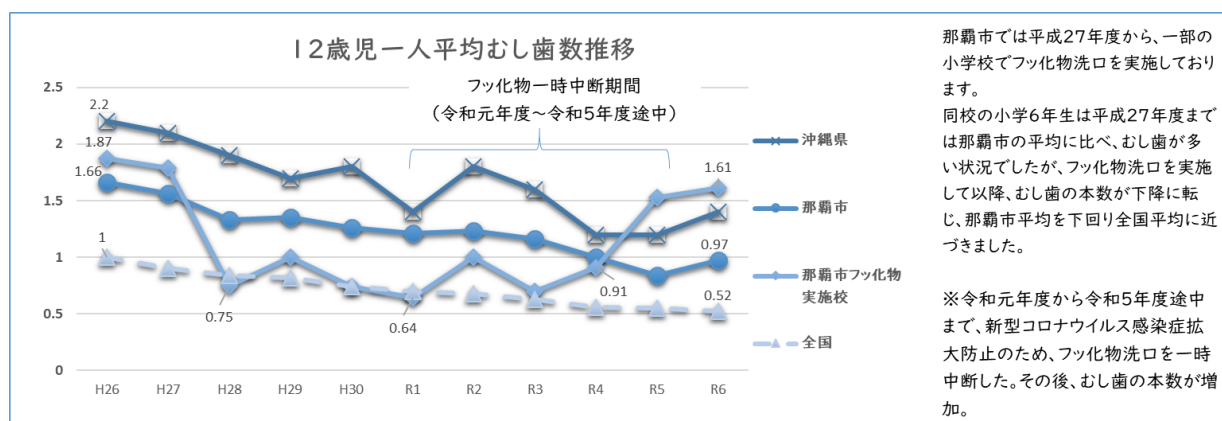
- 沖縄県教育委員会で家庭教育を中心とした「家(や)～なれ～運動※※」を実施しています。本市においても、PTAと連携し、食事・運動・睡眠のバランスの取れた生活リズムの確立を促します。
- 平成17年度から本市が取り組んでいる夜遊び防止のための「Go家(ゴーヤー)運動※※」により、早めの帰宅を呼びかけ、生活リズムの乱れを防ぎます。
- 本市や他機関の実施する子どもの生活習慣・生活実態に関する調査の結果を分析・活用し、小学校低学年は9時半までの就寝を推奨するなど、基本的な生活リズムの確立に努めます。

(2) 携帯電話・スマートフォン利用実態の把握及び保護者等との連携による指導

- 児童生徒の携帯電話・スマートフォン利用実態の把握に取り組みます。これからも、学校、保護者、市PTA連合会、警察等と連携し、子どもたちの生活リズムや情報モラルについての現状の共通理解を図り、指導に取り組みます。

(3) 食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育の充実

- 学校では、子どもの健康増進のための「食に関する教育」の計画が立てられています。栄養教諭等との連携を図り、健康教育副読本「くわっちーさびら」を活用した食の指導の充実に努めます。
- 学校では、喫煙や飲酒による健康への影響について理解を深める指導が実施されています。この指導を継続しながら、年々変化する薬物の実態を捉え、専門家を講師に招いての「薬物乱用防止教室」や保健体育の時間での指導等により、児童生徒への注意喚起に努めます。
- ポーショントタイプのフッ化物洗口※液を活用し、児童生徒のむし歯予防に取り組みます。



※用語解説※ フッ化物洗口

むし歯予防のためのフッ化物応用については、予防効果が高く安全であることが、科学的・学術的に保障されて、国内外の専門機関が一致して推奨しています。学齢期にフッ化物洗口を継続して長期的に実施することで、永久歯のむし歯予防に効果的であるとされ、本市においては、希釈濃度管理の安全性を考慮し、ポーショントタイプを選択しています。

施策2

5

教師の指導力向上のための研修機会の充実

課題

(1) 教師の研修機会の充実

- これからの学校には、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる児童生徒を育成することが求められています。その実現には、児童生徒一人一人に「生きる力」の基礎となる資質・能力を育むことが重要です。
- 教育の担い手である教師自身が、高い専門性と実践力を身に付けていくことが不可欠であり、教師の資質・能力の向上を図る研修を充実させていく必要があります。
- 児童生徒が抱える多様化した課題について、教師単独ではなく組織的な対応が必要です。

(2) 情報活用能力育成における指導力向上と ICT 研修の充実

- 児童生徒の情報活用能力の育成や、協働的な学びを充実するためには、教師が ICT を効果的に活用できる指導力を身に付ける必要があります。
- 教師の ICT 研修を通して、ICT 機器を活用した指導ができるように研修を充実させていく必要があります。

取組の柱と方針

(1) 教師の研修機会の充実

- 児童生徒一人一人に「生きる力」の基礎となる資質・能力を育むために、教師が教育の課題や方向性を的確に共有するとともに、研修内容の充実に向けて、実践的な授業力や指導力の向上を図る研修を実施します。
- 諸学力調査結果を基にした自校の良さと課題への認識を深め、教師の授業改善及び各学校における組織的な学力向上に向けて支援を行います。

(2) 情報活用能力育成における指導力向上と ICT 研修の充実

- 授業における ICT の効果的な活用と協働的な学びの充実に向けて、ICT 情報教育推進部会を運用し、一人一台のタブレット端末を活用した授業実践を全小中学校に情報共有します。さらに、情報活用能力を図るため情報教育に関する研修や講座を実施します。
- 各学校における ICT 活用研修の充実を図るため、支援員を活用します。



初任者研修

新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、幅広い知見を習得させる。



中堅教諭等資質向上研修



教育活動、その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で、必要とされる資質の向上を図る。



ICT 教育推進部会

ICT を積極的に活用した実践事例や研究内容等を提供することで、那覇市立小中学校の ICT を活用した授業実践を推進する。



施策2

6

ICT環境の整備と活用

課題

(1) ICT機器等及び教育データの効果的な活用

○一人一台端末や電子黒板等の ICT 機器、教育データの効果的な活用に向け、教員の ICT スキルを向上させる必要があります。

○ICT の活用によって蓄積される教育データは、教員が培ってきた経験や勘に加え、児童生徒の状況をデータで可視化する等、個に応じた指導を充実させることが可能です。これらは、教科や学年を跨ぐ連続性のある指導にもつなげることができ、指導力を向上させることが可能となるため、今後、教員・学校を支える重要な要素となることから、本市においても取り組みの加速化が望まれます。

(2) 最適な通信環境の構築

○GIGA スクール構想※に基づき整備した学校のネットワークについては、ICT を活用した授業スタイルの浸透や、今後のデジタル教材の一層の活用等から、通信量の増加が見込まれます。令和6年度に通信ネットワーク環境の評価（アセスメント）を実施したところ、ネットワークの機器構成などが原因で、通信が安定しないことが課題として示されました。ICT を活用した学習を充実するためにも、本市の現状を勘案しつつ、安定した通信環境を確保する必要があります。

(3) デジタルドリル等デジタル教材の活用

○デジタル教材は授業で活用されているものの、教員主体の活用に留まっていることから、児童生徒の主体的な活用を促す必要があります。

○市内小中学校でデジタル教材の活用頻度や活用方法に格差が見られます。デジタル教材の活用は個別最適な学びに効果があることから、格差解消に向けた取組が必要です。

※用語解説※ GIGA スクール構想

一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指した国の構想です。教育におけるICT活用の特性を生かし、新学習指導要領の主旨を実現するため重要な役割を果たします。

取組の柱と方針

(1) 教員向け ICT 研修の充実化及び教育データ活用の定着

- 一人一台端末や電子黒板等を効果的に活用するため、教員向け ICT 研修を充実させるとともに、効果的な活用方法や優良事例などを情報提供し、教員の ICT スキルの底上げを図ります。
- 教育データの利活用は、全国的にも今後推進していく分野となっています。そのため、本市においても他市町村の事例を参考に調査研究し、データ活用に関する研修を開催するなど、学習状況の把握や学習指導等にデータを活用する意識を醸成していきます。

(2) 最適な通信環境の構築

- ネットワークの統合やシステムのクラウド化を推進するとともに、データ通信量の増加に対応できるよう最適な通信環境を構築します。

(3) デジタルドリル等デジタル教材の活用促進

- 1人1台端末の授業での日常的な活用に加え、宿題や自学自習のための端末持ち帰りを推進することとて、デジタル教材の活用促進を図ります。
- AI等の最新技術を搭載したデジタル教材を活用することで、児童生徒自身の主体的な学びを促しつつ、学習状況に応じた個別最適な学びにつなげてまいります。
- デジタル教材の活用促進にあたっては、ICT 支援員や関係部署と連携し、教員へ働きかけることで、市内小中学校で一体的な取り組みを行います。

電子黒板や一人一台端末を活用した授業風景

施策2

7

不登校児童生徒等への支援

課題

(1) 不登校児童生徒等への対応及び支援

○本市の小中学校における不登校率(児童生徒1,000人当たりの出現率)は、全国平均を上回っています。特に、小学校の不登校率増加に伴い、不登校の低年齢化や長期化の傾向が見られます。

○不登校率の減少を図るとともに、小学校の段階から社会的自立に向けた学びの意欲を持たせる支援に取り組む必要があります。また、中学校の不登校に占める遊び・非行傾向の割合は減少しているものの、さらなる減少を図る必要があります。

○児童生徒の不登校の要因は、複雑かつ多岐にわたります。このような、各々の特性や世帯の状況等を把握し、適切な支援体制を構築するとともに、関係機関が連携し支援に繋げることが重要です。

○沖縄県内で補導される少年の不良行為について、深夜徘徊が全体の半数近くを占めている状況となっています。そのため、日中及び夜間の街頭指導・巡回で出会う不登校等の子どもたちに寄り添い、声かけを行う必要があります。

R7なは市 登校支援リーフレット1号

組織的な対応で未然防止から始めましょう

早期発見・対応の流れ(小中共通実践内容)

○欠席1日目
学級担任は、電話での状況確認
○家庭から連絡のある時 → 確実に担任へ報告
○家庭から連絡のない時 → 担任は始業前に電話
☆前年度不登校であれば、家庭へ連絡を入れたうえで、1日目から教育相談支援員や生徒サポーター等と連携し家庭訪問を実施

○欠席2～3日目
学級担任は家庭訪問実施
※家庭からの連絡の有無に関わらず、連絡を入れたうえで家庭訪問を行い、体調面や家庭での様子を確認する。
不在の場合は、訪問した旨のメモ等を投函する。
※理由もなく連続して休んでいる場合、連絡が取れない場合は、教育相談支援員や生徒サポーター等複数での対応・連携も検討する。

○欠席4日目～
管理職・生徒指導主事を中心に支援チームを組んでアセスメントを行い、組織的対応

☆次のステップ
関係機関との連携を図る
○教育相談課 ○学校教育課 ○学務課
○こども家庭センターなは
○保護管理課(児童自立支援員)
○中央児童相談所 ○民生委員・児童委員
○警察署 ○その他

資料

R6学年別不登校数(速報値)

学年	不登校数	不登校率
小1	50	
小2	86	
小3	113	
小4	122	
小5	178	
小6	195	
中1	274	
中2	324	
中3	295	

小学校744人 不登校率(4.1%)
中学校893人 不登校率(10.3%)

R6(小)「新規」不登校数(336人)・・・R5より26人増
R6(中)「新規」不登校数(231人)・・・R5より33人減

不登校児童生徒への支援に関する基本的な考え方
文部科学省令和元年10月不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)より抜粋

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意欲を育む機会となる。

〇なは市教育委員会 098-800-2700
〇那覇警察署(少年課) 098-836-0110
〇豊見城警察署(生活安全課少年係) 098-850-0110

取組の柱と方針

(1) 不登校児童生徒等への対応及び支援

- 小中学校の不登校への対応について協議する「不登校等対策委員会」を設置し、「不登校・問題行動等の状況把握学校訪問」「不登校対策研修会」「なは市登校支援リーフレット」などの不登校対策事業が有機的に機能するよう推進していきます。
- 不登校等の様々な悩みを持つ児童生徒、保護者及び教師に対して、心理士等による教育相談及び支援を行い、登校復帰や社会的自立につなげていきます。さらに、教職員のメンタルヘルス相談、校内研修等への職員派遣も行います。
- 心理的・情緒的不安等が要因で登校できない子どもたちが、安心して過ごせる継続的な活動の場を提供し、主体性や社会性の育成及び対人関係能力の向上を図り、社会的自立を促進していきます。
- 遊び・非行傾向や不登校が長期化している児童生徒に対して、体験活動等を通して日中の教育的な活動の場を提供し、将来の社会的自立に向けた支援を行います。
- 不登校児童生徒等や過卒生で高校進学希望を抱いている青少年に対しては、学習支援を行い、高校進学への意欲を持たせるなど、社会的自立を促します。また、学習支援を希望するが、教育相談課への来所が困難な不登校児童生徒等に対しては、学校内の別室や公民館等の公共施設を活用して学習支援を行い、学校（学級）復帰に繋がめます。
- 教育相談支援員を全小中学校に配置し、不登校及び不登校傾向の児童生徒や保護者の相談・支援に取り組めます。支援員を対象に研修会を実施し、不登校の現状、未然防止、初期対応等について、情報交換や助言を行います。また、学校の教育相談担当や生徒指導主事が中心となり、「チーム学校」として機能できるよう支援します。
- 不登校または教室に入れない児童生徒等への校内支援体制を確立するため、「校内自立支援室」を設置して学習支援員を配置し、学校内での居場所づくりや学習支援等を行い、不登校の未然防止や学校復帰を図ります。
- 児童生徒の「遊び・非行」による不登校等の問題行動への対策・対応として、本市では独自に「生徒サポーター」を各中学校に派遣し、相談、学習支援、体験活動等の生徒支援を通して、学校内での居場所づくりに努めます。
- 小中学校の生徒指導主事による生徒指導主事連絡協議会を開催し、情報交換を行い、児童生徒の問題行動等の未然防止を図ります。
- 青少年の問題行動がよく見られる繁華街、公園、ゲームセンター、カラオケボックス、学校周辺の溜まり場等を巡回して、徘徊する不登校等の青少年への「声かけ」を行い、帰宅を促します。また、必要に応じて、地域で活動している青少年指導員や学校、警察等関係機関と連携し、深夜徘徊等の非行の未然防止や早期対応に努めます。

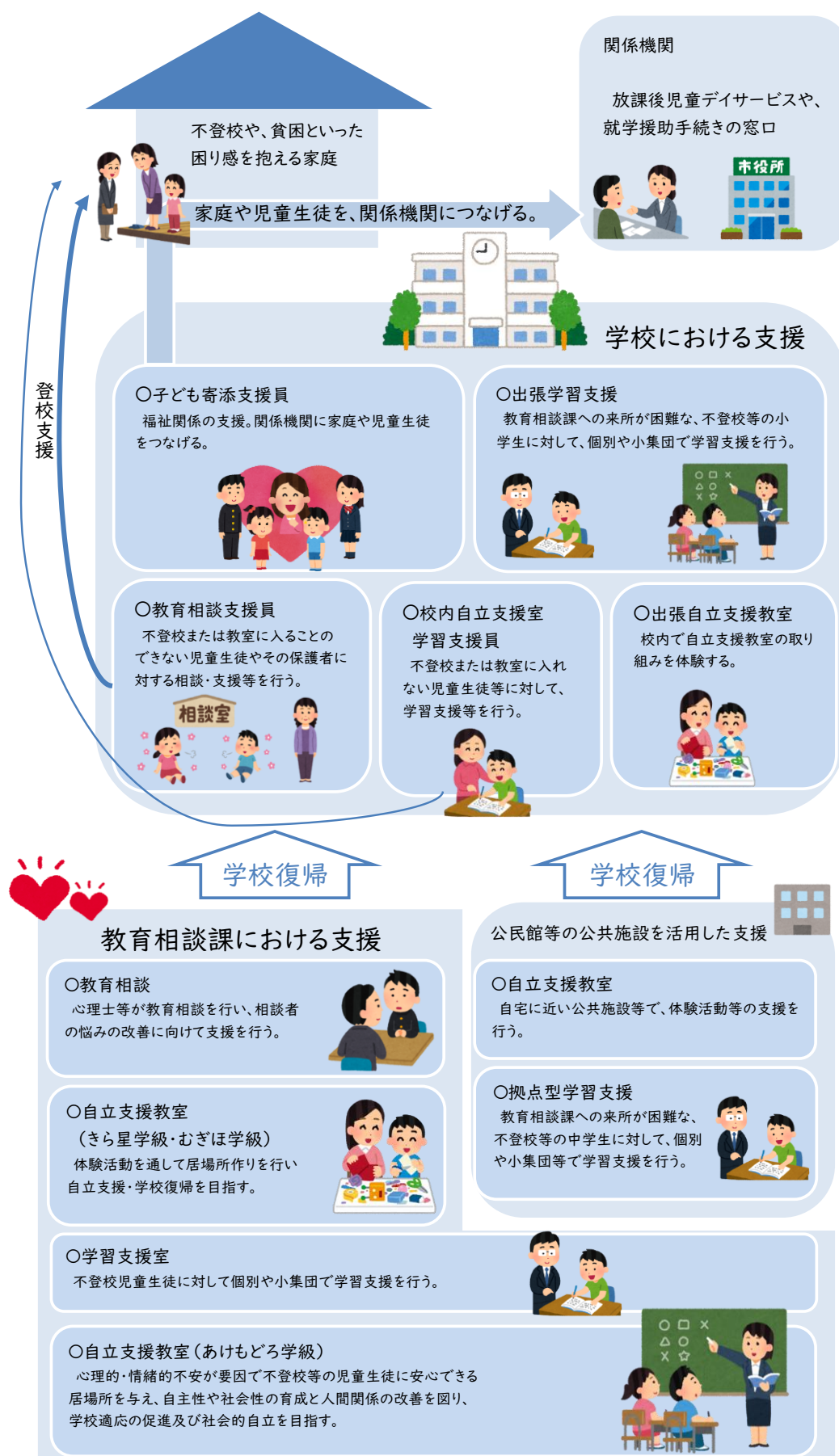


不登校児童生徒等への支援について

教育委員会では、児童生徒に合わせた様々な支援を行っています。

支援名	支援内容
教育相談	不登校等の様々な悩みを持つ 18 歳未満の青少年や保護者及び教師を対象に、心理士や教育相談員が教育相談を行い、相談者の悩みの改善に向けて支援を行います。 【活動例】 本人面接（プレイセラピー、学習支援含む）、小集団活動（スポーツ、ものづくり、夏休み子ども体験教室、遠足など）、保護者面接、教職員へのコンサルテーション
自立支援教室 「あけもどろ学級」	心理的・情緒的不安が要因で不登校等の児童生徒を対象に、集団適応や学習指導等を組織的、計画的、継続的に行うことで、将来の社会的自立に向けた支援を行います。 【活動例】 学級指導（朝の会、清掃、飼育活動など）、集団適応指導（スポーツ、農業体験、宿泊体験など）、学習指導、進路指導
自立支援教室 「きら星学級」 「むぎほ学級」	不登校や登校しぶりの状態にある児童生徒を対象に、日中の居場所を確保し、個別の支援を行うことで、学級復帰や、社会的自立に向かえるように様々な活動を体験させることを目的としています。 【活動例】 学習、相談、体験活動（職場体験、自然体験、創作活動、スポーツ活動など）、アウトリーチ（家庭訪問、送迎等）
学習支援室	不登校や登校しぶりの状態にある児童生徒及び高校受検を目標とする過卒生を対象に、個別または少人数形式で学習支援を行います。また、12 月～2 月は高校受検対策のため、夜間も学習支援を行います。
教育相談支援事業	教育相談支援員を全小中学校に配置し、不登校または教室に入ることができない児童生徒の登校や教室復帰の支援を行うほか、1 人では登校することができない児童生徒に対して家庭へ出向いての登校支援や、保護者に対する相談・支援を行います。
校内自立支援室 事業	不登校または教室に入れない児童生徒等への校内支援体制を確立するため、校内自立支援室を設置して学習支援員を配置し、学習支援等を行います。
子ども寄添支援員 （スクールソーシャル ワーカー）	各中学校区に子ども寄添支援員を配置し、貧困家庭にある児童生徒の実態把握を行い、家庭や学校、関係機関と連携して、児童生徒を取り巻く環境に働きかけることで、課題の緩和を図ります。 【活動例】 放課後児童デイサービスの手続き支援、就学援助の手続支援等

不登校児童生徒等への支援事業のイメージ



施策2

8

地域とともにある学校づくり

課題

(1) 社会に開かれた教育課程の実現

- 学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有する必要があります。
- 地域と学校が組織的・継続的に連携・協働した教育活動のために、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。
- 学校においては、児童生徒や地域の実情に応じて、学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動の充実が望まれるため、学校運営協議会※と地域学校協働活動※※の一体的な推進が必要です。

(2) 学校運営協議会導入に向けた理解の促進

- 本市においては、令和6年度から学校運営協議会の段階的な導入を進めており、令和9年度に全市立小中学校への導入が完了する予定です。効果的な取組みを実現するためには、学校関係者と保護者・地域住民の理解を深める必要があります。

取組の柱と方針

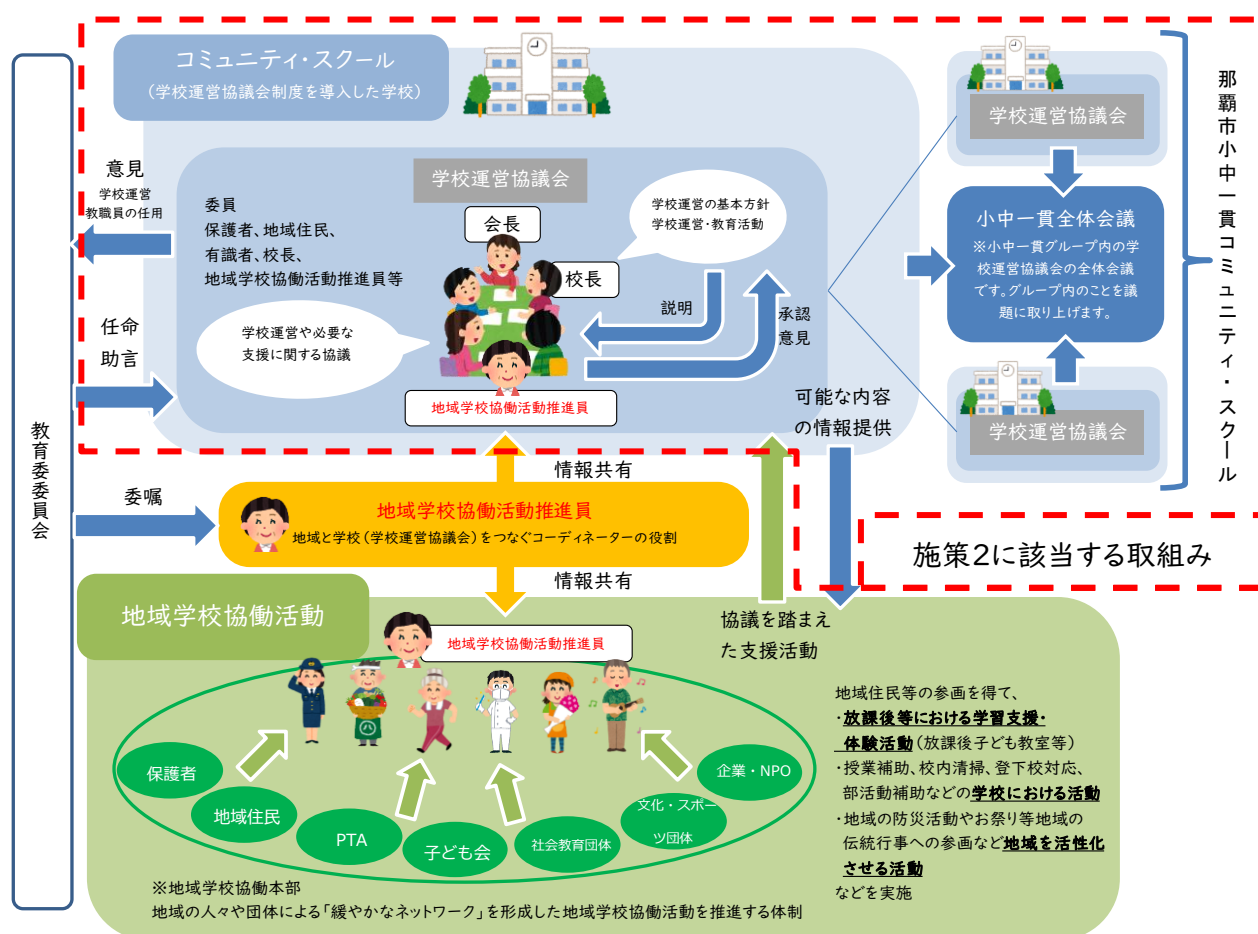
(1) 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

- 地域とともにある学校づくりの実現を図るために、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進します。

(2) 円滑な導入と効果的な取組に向けて

- 学校運営協議会導入予定校を対象に、導入説明会や研修会を開催し、計画的な導入に向けた取組みを行います。また、導入校を対象に、実施に向けた学校支援を行います。
- 学校と保護者・地域が、めざす子どもの姿を共有し、学校の様々な課題をそれぞれの立場で主体的に参画し、子どもたちの成長を支えていきます。
- 地域の人的・物的資源の活用や、社会教育を学校教育に生かす連携を図ります。
- 学校運営協議会では、「未来志向」と「課題解決」の二つの視点を軸に議論を深め、社会に開かれた教育課程の実現を目指した協議の充実に努めます。

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進のイメージ



第3章

施策の取組



那覇市における学校運営協議会のポイント

●学校運営協議会とは

学校運営協議会は、社会に開かれた教育課程実現のために、学校、保護者や地域が、めざす子どもの姿を共有し、学校の様々な課題をそれぞれの立場で主体的に参画し、子どもたちの成長を支えていく仕組みをいいます。また、学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼びます。

●学校運営協議会の3つの役割

- ①校長が作成する教育課程の編成や学校運営の基本方針を承認する。
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事について、教育委員会に対して、建設的な意見を述べるができる。

●小中一貫の仕組みをいかした学校運営協議会

那覇市の小中一貫教育グループ内の各学校に設置する学校運営協議会の一括りを「那覇市小中一貫コミュニティ・スクール」と呼びます。那覇市では、これまで小中一貫教育を通して育ててきた小中学校での共通した教育実践等のつながりをいかし、小中一貫教育グループ内の学校運営協議会相互の連携を図りながら進めていきます。

施策2

9

教員の子どもと向き合う時間の確保及び充実

課題

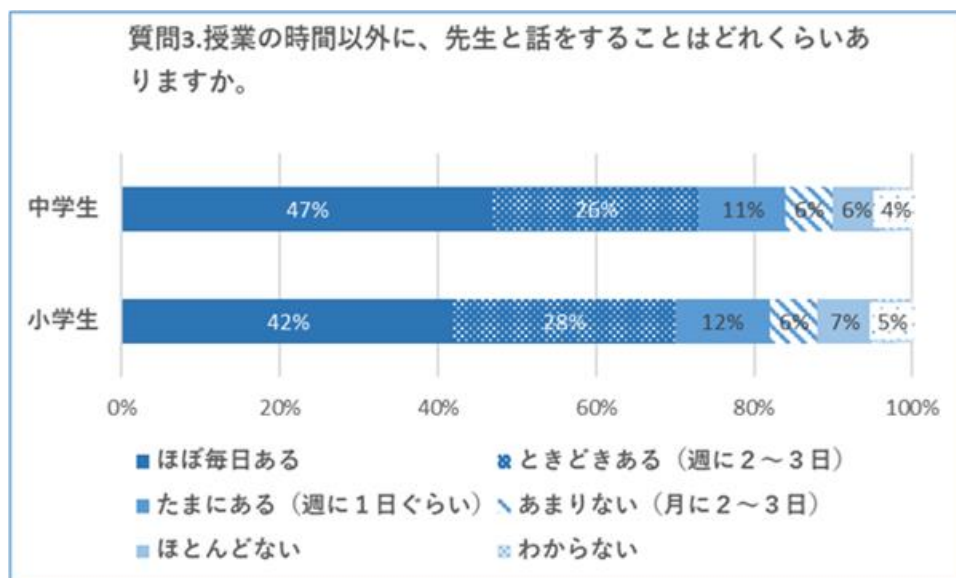
(1) 教員の負担軽減に向けた人的支援体制の充実

○子どもを取り巻く状況の変化や複雑化・困難化した課題に向き合うとともに、教員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保するためには、教職員に加えて、多様な背景を有する人材が各々の専門性に応じて、学校運営に参画することにより、学校の教育力を高めていくことが不可欠であり、教育委員会の人的な支援体制強化が求められています。

○平成 27 年の中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」においても、子どもと向き合う時間の確保等のための体制整備が求められており、専門性に基づくチーム体制の構築、その中でも教員以外の専門スタッフの参画が示され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書、部活動指導員、医療的ケアを行う看護師等の配置などが具体例としてあげられています。

○授業の時間以外に先生と話をすることがある子どもたちは、7割以上と多数を占めますが、1割近くの子どもたちは月に 2、3 日やほとんど話す機会が無いと答えています。教師は、日常の様々な場面で積極的に児童生徒に関わり、児童生徒の理解に努める必要があります。そのための環境整備も求められています。

○児童生徒アンケート(再掲)

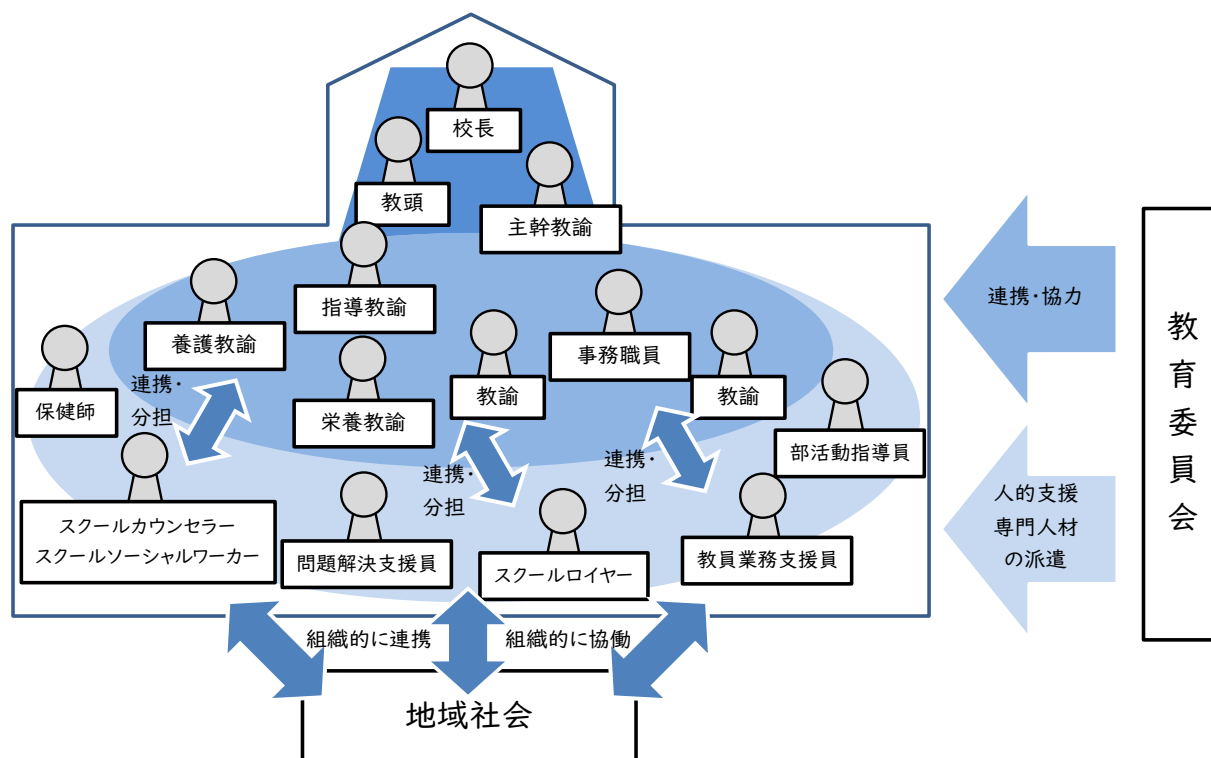


取組の柱と方針

(1) 教員の負担軽減へ向けた人的支援体制の充実

- 学校で起こる保護者とのトラブルやいじめ問題等について、「子どもの最善の利益※」を目的に、法的側面から専門的なアドバイスを得るためにスクールロイヤー（弁護士）を活用して、学校におけるトラブル未然防止のための法律相談や研修等を実施します。
- 学校で起こる喫緊・緊急の課題である理不尽・過剰なクレーム、あるいは児童生徒に係るいじめ・触法行為・SNSトラブル等に迅速に対応するため、学校問題解決支援員を配置し、専門的な知見からのアドバイスを行うことで、教員の負担を軽減し、教員の本来業務の充実に図ります。
- 中学校部活動の適正な在り方と地域移行に向けた取組を推進するため、中学校部活動指導員を市立中学校 17 校に配置し、教師の負担軽減と持続可能な部活動の実現を図ります。
- 教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、教員の業務支援に従事し、負担軽減を図る教員業務支援員を市立全小中学校に配置します。

チームとしての学校（チーム学校）のイメージ



※用語解説※ 「子どもの最善の利益」

子どもに関わる全ての事柄において、その子どもにとって最も良いことを最優先に考えるという原則。

子どもの権利条約の基本原則の一つであり、子どもの成長と発達を保障するために、年齢や発達段階に応じて、子どもの意見を尊重し、その意見を考慮に入れた上で、最善の選択をすることが求められる。

課題

(2) 教員の負担軽減に係る取組の推進

- 働き方改革の取組は「公助・共助・自助」に分けて捉えることができます。これまで、「公助」として、教育委員会と市長事務部局が連携しながら取組を進める「那覇市立小中学校教員負担軽減タスクフォース※※」を設置し支援しました。今後は、学校が組織として改善に取り組む「共助」、教員自身が改善する意思をもって業務にあたる「自助」により、教員の負担軽減を図り、生き生きと働ける環境を整える必要があります。
- 学級運営や事務作業をデジタル化して効率的にするとともに、データ活用による学習指導・学校経営の高度化を図る必要があります。

(3) 教員のメンタルヘルス対策に係る取組の推進

- 本市における教員のメンタル不調による休職者の割合は、全国と比較すると高い割合にあります。教員の心身の不調は教員個人の健康問題にとどまらず、子どもたちへの教育の質にも影響を及ぼします。このような背景から、教員の心身の健康維持を支援する取り組み、安全で働きやすい職場環境の整備、そして長時間労働の改善は、早急に取り組むべき重要な課題となっております。

取組の柱と方針

(2) 教員の負担軽減に係る取組の推進

- 民間事業者によるコンサルティングを活用して作成した「業務改善アクションプログラム※※」の浸透を図り、学校がチームとして改善していく「共助」、そして教員自身のタイムマネジメントやスキルアップ等を図り改善していく「自助」によって働き方改革を推進します。また、アクションプログラムを始めとした各種支援策を通じて、教育委員会として教員の負担軽減を引き続き支援していきます。
- 校務のDX化※※による業務の効率化・円滑化を推進し、教員が教育活動に集中できる時間を確保できるよう支援します。

(3) 教員のメンタルヘルス対策の推進

- 教員が心身ともに健康で職務に専念できる環境を整えるため、産業医や保健師による相談・支援体制を充実させるとともに、学校における労働安全衛生管理体制の整備、ストレスチェックの受検率向上、職員研修等を通してメンタルヘルスの知識やストレス管理方法を学び、安心して相談できる雰囲気を作ることを目指します。これにより、教員が安心して働ける環境を支え、子どもたちへの教育の質の向上につながります。

校務のDX化による負担軽減について

教育委員会では、デジタル技術を積極的に活用した業務の効率化・円滑化により、教員の負担軽減へ向けた取り組みを推進しています。

以下、校務のDX化に関する主な取り組みを紹介します。

【校務支援システム】

通知表や指導要録、調査書の作成および出席状況の集計作業等をシステム上で行うことで、データの一元管理を行います。これにより、児童生徒の進級とともに学年横断的に蓄積されていくデータを活用する事ができ、「手書き」「手作業」が多い教員業務の効率化を図ります。

【学校ポータルサイト】

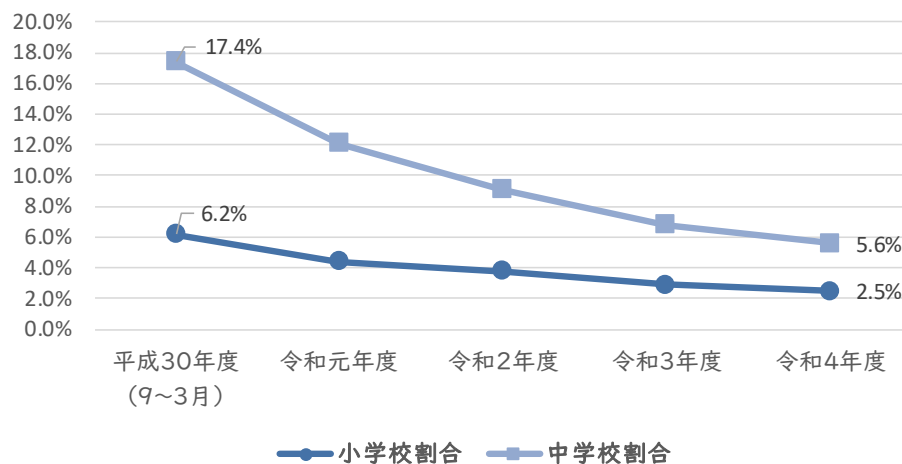
学校内の情報を集約し、校内のどこからでも確認ができる学校ポータルサイトを導入しました。これにより、従来、職員室で行っていた各種支援員への業務依頼や職員会議等の資料共有を校内どこからでも行うことができ、情報共有の円滑化や校務の効率化を図ります。

【学校保護者等連絡ツール】

学校や教育委員会からのお知らせおよび欠席連絡等をデジタル化することで、校務の効率化を図ります。これにより、紙資料の印刷業務や保護者等との電話対応時間の削減等、事務負担の軽減に繋がっています。



月80時間以上の時間外勤務を行った学校教職員の推移



学校教職員時間外勤務月80時間以上の状況

	平成30年度 (9~3月)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校割合	6.2%	4.4%	3.8%	2.9%	2.5%
中学校割合	17.4%	12.1%	9.1%	6.8%	5.6%

備考

- ①平成30年(2018)9月に出退勤システムを導入□
- ②対象職員は、学校に勤務する以下の教職員
 - ・非常勤講師を除く県費負担教職員(再任用及び臨時的任用含む)
 - ・調理員を除く市費の本務職員
- ③人数は延べ人数

施策の指標

指標	全国学力・学習状況調査における全国正答率との差(中学校 国語・数学)	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		国語 -2.1ポイント	国語 0ポイント	国語 0ポイント	国語 0ポイント
		数学 -4.5ポイント	数学 0ポイント	数学 0ポイント	数学 0ポイント

➡ 該当する具体的な取組: 施策2-1 学力向上の推進

指標	「学校生活が楽しい」と答えた児童生徒の割合	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		小学校 52.0%	小学校 54.0%	小学校 56.0%	小学校 58.0%
		中学校 51.0%	中学校 53.0%	中学校 55.0%	中学校 57.0%

➡ 該当する具体的な取組: 施策2-1 学力向上の推進

指標	決まった時刻に起床している児童生徒の割合	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		小学校 91.1%	小学校 93.0%	小学校 95.0%	小学校 95.0%
		中学校 92.9%	中学校 95.0%	中学校 95.0%	中学校 95.0%

➡ 該当する具体的な取組: 施策2-4 生活リズム確立の推進

指標	「沖縄県公立学校教員等育成指標」を基にした本市の達成率	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		初任研 98.0%	初任研 98.0%	初任研 98.0%	初任研 98.0%
		中堅研 90.3%	中堅研 91.0%	中堅研 92.0%	中堅研 93.0%

➡ 該当する具体的な取組: 施策2-5 教師の指導力向上のための研修機会の充実

指標	授業にICTを活用して指導することが「できる」または「ややできる」と回答した教員の割合	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		81.5%	86.0%	88.0%	90.0%

➡ 該当する具体的な取組: 施策2-6 ICT 環境の整備と活用

指標	相談機関等に繋がっていない不登校児童生徒の割合	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		小学校 19.7%	小学校 16.7%	小学校 13.7%	小学校 10.7%
		中学校 9.0%	中学校 6.0%	中学校 3.0%	中学校 0.0%

➡ 該当する具体的な取組: 施策2-7 不登校児童生徒等への支援

指標	時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の年間延べ人数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		小学校 187人	小学校 177人	小学校 168人	小学校 159人
		中学校 351人	中学校 333人	中学校 316人	中学校 300人

➡ 該当する具体的な取組: 施策2-9 教員の子どもと向き合う時間の確保及び充実



政 策

自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり

施策 3

学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる

現状

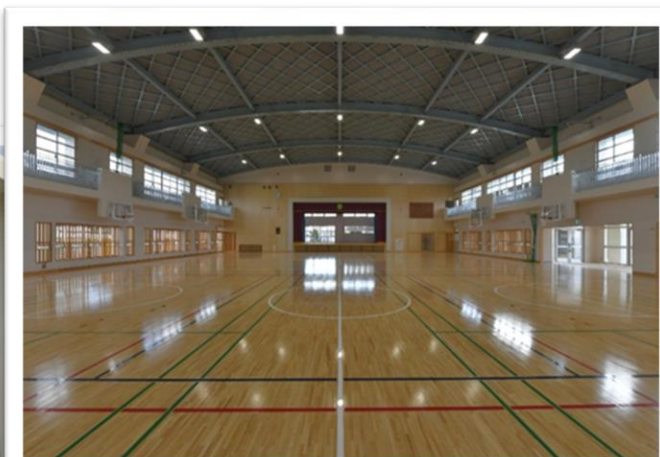
学校施設は、こども達の学習の場、生活の場であるとともに、地域の交流の場でもあります。そのため、第一に安全で安心な環境であることが求められており、本市では令和5年4月に老朽校舎等の耐震化を完了しております。一方で、地球温暖化の防止や循環型社会への移行、インクルーシブ教育[※]への対応にも取り組む必要があり、教育環境に求められる機能は時代の変化に伴い多様化しています。

学校給食施設については、現在、単独調理場 10 カ所、小規模学校給食センター 11 カ所、大規模学校給食センター 3 カ所で、那覇市立小中学校 53 校に学校給食を提供しております。学校内で自校分を調理する単独調理場のうち、老朽化した調理場については、建て替えによる小規模学校給食センター化を進めております。



天妃小学校校舎 令和5年度完成





古蔵小学校屋内運動場 令和6年度完成

施策 3

I 学校施設の維持管理及び長寿命化対策

課題

(1) 学校施設の維持管理及び長寿命化対策

- 学校施設は常に安全性を確保することが求められています。そのため、学校施設の安全点検を強化し、危険性のある箇所の的確な把握に努め、適切な補修等を速やかに行う必要があります。
- 児童生徒アンケートによると、小学生の約 7 割、中学生の約 5 割が学校施設や設備に満足していますが、一部の子どもたちは満足していない結果となりました。子どもたちが利用しやすい環境にしていくためには、計画的な改修・更新を行い適切な教育環境を確保する必要があります。

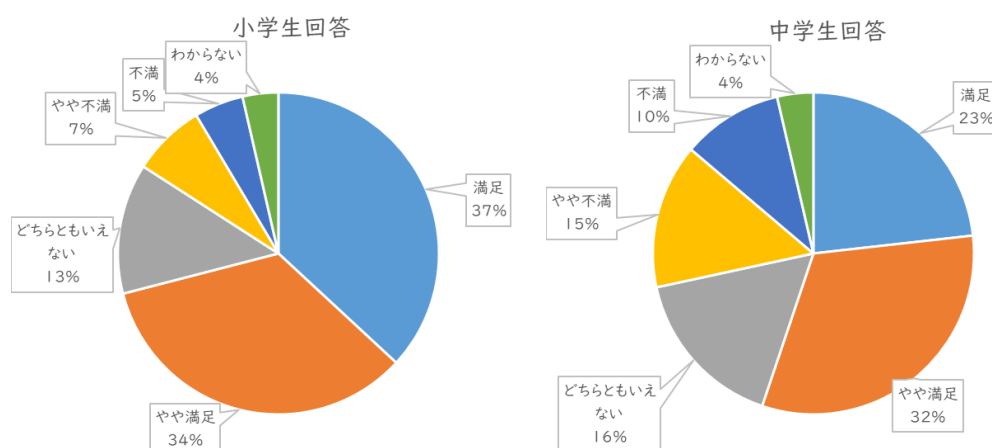
取組の柱と方針

(1) 学校施設の維持管理及び長寿命化対策

- 学校施設の安全点検を日常的に実施し、安全性確保のための修繕を速やかに行います。修繕にあたっては、各学校との連絡調整を密に行い、緊急性の高いものについては、優先的に実施します。また、小規模修繕等については、環境整備員の派遣により迅速に対応します。
- 学校施設を長期にわたって使用できるよう、予防保全を行いながら良好な教育環境の維持・向上を図ります。また、那覇市学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な改修・更新を行い、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び各年度における予算の平準化に取り組むとともに、学校施設に求められる機能・性能の確保との両立を図ります。
- 脱炭素化実現のため学校施設の照明 LED 化等により省エネルギー化を図るとともに、施設の長寿命化により廃棄物削減と省資源化を進めます。

第4次那覇市教育振興基本計画策定に係る児童生徒アンケート結果

【質問】あなたは、今通っている学校の施設や、設備に満足していますか。



課題

(1) 学校施設のバリアフリー化

○インクルーシブ教育**の推進に向け、誰もが安全安心に利用できる、施設のバリアフリー化などが必要になります。

取組の柱と方針

1) 学校施設のバリアフリー化

○障がいのある児童生徒でも安心して学べる学習環境を確保するためにエレベーター設置や段差解消など学校施設内のバリアフリー化を進めます。



学校施設のバリアフリー化について

障がいのある児童生徒でも安心して学ぶことができるよう、エレベーターの設置など学校施設のバリアフリー化を進め、インクルーシブ教育**を推進していくための学習環境を整備します。



エレベーターを設置し、障がいのある児童生徒でも、各棟へ円滑に移動できる環境を整備しました。(首里中学校 令和7年度完成)

施策 3

3

学校給食施設の整備及び小規模学校給食センター化の推進

課題

(1) 老朽化した学校給食施設の整備

- 本市の学校給食は、2校から8校分程度を調理する学校給食センター（14施設）と、学校内で自校分を調理する単独調理場（10施設）で担当しています。多くの調理場で老朽化が進んでいるため、計画的な施設整備により、安全・安心な給食調理と提供に万全を期す必要があります。
- 施設の老朽化以外にも、衛生管理の在り方の変化（ウェット方式→ドライ方式※）により、改修を必要とする調理場もあります。現在は「ドライ運用※」という形で対応していますが、衛生管理の遵守という観点から、根本的な解決を考える必要があります。

取組の柱と方針

(1) 学校給食施設の計画的な整備

- 令和3年3月に策定した「那覇市学校給食施設整備計画」に基づき、老朽化した単独調理場及び学校給食センターを順次建て替え、自校分を含む2校から4校分の給食調理を行う、小規模学校給食センター化を進めていきます。令和10年度に完成を予定している（仮称）新真和志学校給食センター（真地小、仲井真小、仲井真中、石田中に学校給食提供）の整備を進めます。

※用語解説※ ウェット方式、ドライ方式、ドライ運用

ウェット方式とは、厨房を清潔かつ衛生的に保つため、床面を水で流して使用する方式をいいます。一方、ドライ方式は、全ての調理機器が排水管に接続され、全ての排水を床にこぼすことなく、厨房の床面を乾いた状態で使用するため、ウェット方式に比べ床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐといった衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となります。また、施設の増改築等によってもドライ方式の導入ができないウェット方式の調理場において、水を床にこぼさない等ドライ方式に近づけた調理場の運用を「ドライ運用」といいます。

施策の指標

指標	小中学校における昇降機設置率(設置校数/全学校数) ※小学校36校、中学校17校	基準年 令和6年度		目標 令和8年度		目標 令和9年度		目標 令和10年度	
		小学校	88.8%	小学校	97.2%	小学校	100%	小学校	100%
		中学校	82.4%	中学校	94.1%	中学校	100%	中学校	100%

➡ 該当する具体的な取組: 施策 3-2 学校施設のバリアフリー化

指標	小規模学校給食センターの数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		10施設	11施設	11施設	12施設

➡ 該当する具体的な取組: 施策 3-3 学校給食施設の整備及び小規模学校給食センター化の推進



政 策

生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

施策 4

どこでも誰でも生涯学習できるまちをつくる

現状

少子・高齢化、人口減少に加えコロナ禍を経て急激な社会の変化が生まれました。世代間の交流が減り、子育て世帯が孤立化するなど、地域のつながりや支え合いの希薄化、地域活動の機会が減少する傾向にあります。

地域社会のつながりを高め、世代それぞれのライフステージでの課題を捉えていくこと、国際化に伴う多様な文化に対して理解を深めることなど市民の抱える課題やニーズも多様化しております。

また、AIをはじめとした情報技術の発展は、私たちの生活をより便利にし、生活や働き方、学習方法や学びの機会にも影響を与えています。場所や時間、社会的環境条件に関わらず学べる機会が増え、インターネット上の居場所をとおして社会へのつながりが促進されることが期待されます。半面、情報化社会の恩恵を受けられない人もいるなど情報格差が生じており、また、リアルな体験活動や交流活動の減少による体験格差が生じています。

国、県及び市の関連する計画においては、より良い社会、地域、人生を目指すため「持続可能な社会の実現（SDGs）」、「生きがいのある社会の実現（ウェルビーイング）」及び「こどもまんなか社会の実現」が掲げられています。人生100年時代を見据え生涯を通して学び活躍できる環境の整備と、子ども・若者、子育て世代、セカンドライフといった広い範囲での、誰も取り残さない社会の実現が求められています。

こうした背景をふまえ、年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず学習できる機会の充実が求められており、地域とのつながりや社会的包摂の推進の観点からも、生涯学習に期待される役割はますます大きくなっています。

本市では7館の公民館・図書館を地域に設置しているほか、人材育成機能に加え、コミュニティ機能及びライブラリー機能を有する人材育成支援センターまーいまい Naha を設置しております。また、那覇市立小中学校のうち32校に地域学校連携施設[※]を設置し、生涯学習を行うための環境整備に努めています。

このような環境を効果的に活用し、市民一人ひとりが必要な時に学ぶことができるよう、学習機会の充実を図るとともに、地域課題についての学習機会の提供や学習の成果を生かせる仕組みをとおして市民の学びを支援していく必要があります。

課題

(1) 生涯学習活動拠点の整備・充実

- 那覇市人材育成施設（社会教育施設等）整備構想にある施設の複合化の可能性について検討していく必要があります。
- 老朽化が懸念される社会教育施設の適切な維持管理点検と計画的な改修や更新が必要とされています。

取組の柱と方針

(1) 生涯学習活動拠点の整備・充実

- 地域学校連携施設等※※の整備について、市の財政状況や他施設の整備との整合性を勘案しながら検討していきます。
- 現在活用されている社会教育施設の安全点検を定期的の実施し、利用者の安全性確保のための修繕を速やかに行います。また、「那覇市社会教育施設長寿命化計画」（令和2年度～令和11年度）に基づき、予防保全の観点から改修等を計画的に行うことにより良好な施設環境の維持・向上や安全性の確保を図るとともに、社会教育施設のLED化などによる中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び各年度における予算の平準化に取り組めます。



那覇市社会教育施設長寿命化計画

本市の保有する社会教育施設について、長寿命化の観点から中長期的な財政負担の低減及び平準化を図り、社会情勢の変化やニーズの多様化に配慮した、施設の維持管理・更新等を着実に推進することを目指し、那覇市社会教育施設長寿命化計画を策定しました。

●社会教育施設の目指すべき姿として以下の4項目を定めています。

- ①計画的な予防保全と更新による安全安心な社会教育施設
- ②地域活動を支える快適な社会教育施設
- ③時代に則した環境負荷の低減に配慮した社会教育施設
- ④経済性を考慮し効率的・効果的に持続可能な社会教育施設

●平準化による効果

施設の健全度を考慮しながら事業の実施時期を調整し、事業の平準化を行うことで、膨大な予算が必要な年度を減らしていきます。

施策4

2

生涯学習関連事業の充実

課題

(1) 多様化する学習ニーズや時代・地域に即した学習プログラムの提供

○生活課題や地域課題に応じた多様な学習プログラムの提供が求められています。

○ライフステージの変化や、障がいの有無、国籍や言語に関わらず、生涯を通して学び続けられる環境の整備が求められています。

○情報格差（デジタル・ディバイド※※）の問題として、特に高齢者のインターネット利用率は他世代に比較し低い傾向にあります。また、情報を受け取る者が多様な視点や価値観から情報を判断し、自身の価値観を作っていく必要があります。

○交流機会を設ける対面型の学習プログラムの提供が必要となる一方、時間、距離、身体的な理由でお越しになれない方のために、出前講座やオンライン配信等を活用した取組が必要となります。

(2) 学んだ成果の地域等への還元

○学んだ市民が「学びの循環※※」の視点に立ち、その成果を地域等に還元し、様々な活動につなげていくための支援を行う必要があります。

(3) 学習情報の提供・相談の充実

○令和6年度に実施した市民アンケート調査における「生涯学習を行っていない理由」として、主に「時間」、「費用」、「場所」のほか、「情報」や「学ぶきっかけ」の不足などが挙げられております。学習情報の提供の充実を図るためには、市民が必要とする情報の提供方法を工夫するとともに、相談への対応を充実させる必要があります。

(4) 地域での子育ての必要性

○家庭の子育ての孤立化を解消し、地域の未来の担い手となる子ども・若者を、地域や社会全体で育成する必要があります。

(5) 社会・経済の変化や国際化に対応するための人材育成

○本市の将来を担う人材の育成を図るため、沖縄県及び本市のリーディング産業である観光産業等の多様な分野で活躍できる人材の育成が求められています。

○多くの外国人が暮らすようになり、文化や価値観などの相互理解の必要性が高くなっています。

取組の柱と方針

(1) 市民の学習ニーズや地域課題に応える学習プログラムの充実

- 地域に出向いて聞き取りや講座に関するアンケートを実施することで、市民の学習ニーズや地域課題の把握に努め、学習プログラムに反映させます。
- ライフステージや年代に応じた多様な講座を提供するとともに、公民館等が市民やサークル、地域団体の学習活動や交流の場として気軽に活用できる環境を整えます。
- 高齢者を対象に、積極的な社会参加を促す「高齢者学級」や、情報格差（デジタル・ディバイド）の解消を図るため、スマホ体験講座などを実施します。
- ウェブ会議システムや動画配信サービス等を活用することにより、場所や時間を気にすることなく学習プログラムを受けることができる機会を提供します。

(2) 学んだ成果を地域等に還元していくための支援

- 学級・講座の参加者に対して、サークル活動への移行を促し、継続して学ぶことの大切さを伝えるとともに、市民が学んだ成果を発表し還元する場や、地域活動等へつなげるための支援を行います。

(3) 学習情報の提供・相談の充実

- 図書館相互及び関係機関とのネットワークを活用して、資料の検索・提供等（レファレンスサービス※）の充実を図り、利用者の学習・調査・研究を支援します。
- サピエ図書館※※やデイジー図書※※及び大活字本等、障がいを持つ方や高齢による視力低下といった、情報を取得するのが困難な方へのサービスの充実を図ります。
- 時間や場所の制約を受けずに済む電子図書館の更なる充実に努めます。
- 多くの市民に講座等の情報を広く発信し提供するため、市の広報紙等の紙媒体での情報提供のほか、SNS等のデジタル技術を活用した情報提供の充実を図ります。また、誰もが気軽に相談できる環境を整え、多様な市民一人一人の生涯学習の機会の充実を図ります。

(4) 家庭を取り巻くコミュニティ形成の促進

- 子育ての悩みや不安を共有し、家庭教育に関する不安を軽減する事業や、親子関係の形成を目指す事業などを実施し、より良い家庭環境づくりと家庭と地域との繋がりを促進する取組みを進めます。

(5) 国際化に対応する人材育成のための各種講座の開設

- 観光産業等の分野で活躍できる人材を育成するため、語学習得、国際相互理解増進、独自文化継承・発信に関する講座等を開設します。

施策4

3

協働による生涯学習の推進

課題

(1) 地域コミュニティ活動の充実

○生活の場であり、身近な学習活動の場である地域社会を支え、担い手となる人材の育成が求められています。

○地域のつながりの希薄化により、世代間での交流や、体験活動の機会の減少などが懸念されます。地域課題に応じた住民相互の学び合いや交流、体験活動を促進する場や機会の提供が必要です。

(2) NPO、大学、企業等との連携強化

○地域生活の課題の解決や、市民の学習活動に対する支援を充実させるには、地域と一体となった活動を推進し、NPOや企業、地域団体等との連携・協働をすることで、多様な担い手による学習内容や学習機会の提供が必要です。

(3) つながりを育む社会教育人材の育成

○地域課題に応じた住民相互の学び合いや交流、体験活動を促進する機会の提供には、様々な分野の施策と連携しながら、市民や地域団体間のつながりづくり・地域づくりを担うことができる人材の育成が必要です。



CGG 活動 公民館美化清掃



うみそら上映会 in 若狭海浜公園

取組の柱と方針

(1) 地域コミュニティ活動の充実

○高齢者、子育て世代、子ども・若者といった多世代が、それぞれが有機的に繋がり、地域社会全体が学びの場となるような、活動の場の提供や居場所づくりを行います。

○地域の団体等と連携し、地域課題に対応した事業や多世代間交流に関する事業を実施します。

(2) NPO、大学、企業等との連携強化

ONPO、大学・専門学校、企業等各セクターの有する専門性や資源等を有機的に連携しながら、協働による相乗効果を生み出すことで、学びの多様化や高度化、地域等と一体となった活動を推進します。先駆性・柔軟性を有するNPO、専門知識・技術を有する大学等の高等教育機関、社会貢献活動を行う企業、那覇市協働大使※とのネットワークづくりに努めます。

○地域の教育力の充実や青少年の健全育成を図るため、社会教育関係団体との連携及び継続的な活動の支援を行います。

(3) つながりを育む社会教育人材の育成

○職員に対し、社会教育に関する専門的な研修の充実を図るとともに、人と人、住民と地域など、様々な主体を結び付けるネットワークの要となるよう、コーディネート能力も含めた資質の向上に努めます。



首里公民館まつり茶会



新春もちつき交流会



うまんちゅすりてい CGG 年末美化清掃 プラス ONE

施策4

4

地域との連携による青少年の健全育成

課題

(1) 子ども・若者の健やかな成長のための支援

○子ども・若者が、安心して健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を身に付けるため、様々な体験・交流や学習の機会を得るとともに、地域や社会に関わっていけるよう支援する必要があります。

○子ども・若者が自己を確立し、地域活動や社会に参加・参画し、自立していく力を獲得していくために、活動の場や機会を創ることが求められています。

(2) 地域の青少年育成における多様な担い手の育成や活動支援

○青少年団体や子ども・若者自身が地域活動の企画・運営に参画する経験は、子ども・若者の地域活動への関心を高めるとともに、地域活動の活性化につながります。このような状況を推進していくには、青少年団体や指導者・リーダー育成の支援が必要とされています。



青少年健全育成綱引き大会



那覇市少年
自然体験



なは青年祭



那覇市少年の主張大会

取組の柱と方針

(1) 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供と社会参加の推進

○たくましい子ども・若者を育むため、成長に応じた豊かな体験や学習ができるよう、野外活動・集団宿泊生活の体験や環境教育等、多様な学習機会の提供を図ります。

○子ども・若者が自ら考え、社会に参加・参画できるよう、自主性や創造性、社会性の育成を図りつつ、子ども・若者の意見や思いが社会に反映されるよう支援し、青少年の社会的自立を支援していきます。

○青少年の交流や居場所づくりの推進を図るため、仲間とのコミュニケーション・レクリエーション等を通して、気軽に交流のできる場を提供し、青少年が安心して活動できる環境を確保します。

(2) 青少年団体等との連携の推進

○青少年団体の機能の強化及び活動の充実を図ることで、子ども・若者の地域活動への主体的な参加・参画の促進や、指導者・リーダーの育成につながることから、子ども・若者の育成・支援に関わる団体等との連携を推進します。



なは教育の日



はたちの記念式典



施策の指標

指標	図書館来館者数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		362,526人	▶ 367,963人	373,482人	379,084人

➡ 該当する具体的な取組: 施策 4-2 生涯学習関連事業の充実

指標	レファレンス(調査相談)の件数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		675件	▶ 706件	738件	771件

➡ 該当する具体的な取組: 施策 4-2 生涯学習関連事業の充実

指標	公民館における地域連携・世代間交流事業実施の満足度(肯定的回答(満足及びやや満足)を選択した割合)	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		93.3%	▶ 94.0%	95.0%	96.0%

➡ 該当する具体的な取組: 施策 4-3 協働による生涯学習の推進



政 策

生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

施策 5

どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる

現状

スポーツ・レクリエーション活動は人々の健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために欠かせないものです。市民のライフスタイルや価値観の多様化、健康志向の向上に加え、加速度的に進展する少子高齢化や高度情報化などの社会環境の変化に伴い、市民のスポーツ・レクリエーションへの関心やニーズは多岐にわたります。

令和5年度に実施した市民意識調査によると、本市における成人のスポーツ実施率（過去1年間にスポーツを週1回以上実施した割合）は58.1%で、全国におけるスポーツ実施率52.0%（令和5年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）より高くなっており、沖縄県におけるスポーツ実施率58.3%（「令和3年度県民の体力・スポーツに関する意識調査報告書」）と同程度となっています。

子ども達の基礎的な体力や運動能力の向上、心身の健全な発達・成長を促す観点から、スポーツ・レクリエーション活動は重要な意味を持ちます。急激な少子化が進むなかでも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保するため、学校が実施主体である中学校運動部活動を地域が主体となる活動へ転換していく「部活動の地域連携・地域展開」が全国的に求められています。

スポーツ・レクリエーション活動は、高齢者の生きがいづくり、障がいのある人の社会参加につながることから、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが必要とされています。

本市では、市民がそれぞれのライフステージに合わせて、気軽にスポーツ・レクリエーションに参加・実践できるよう、各種事業や大会を開催し、市民の健康づくり、体力向上の推進を図るとともに、スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実に取り組んでいます。また、市内の体育施設において、プロスポーツキャンプ・プロ野球公式戦等のスポーツイベントが開催され、レベルの高いスポーツ競技を観ることができている機会を提供しています。

その他、省エネルギー化の推進やユニバーサルデザイン※に基づいた施設整備等、スポーツ施設に求められる機能は時代の変化に伴い多様化しています。

※用語解説※ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいいます。類似の用語としてのバリアフリーは、障害者や高齢者など、特定の不具合を抱えている人を対象とし、「障害となるもの（バリア）を取り除く」ことをいい、異なる概念です。

施策 5

I

身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

課題

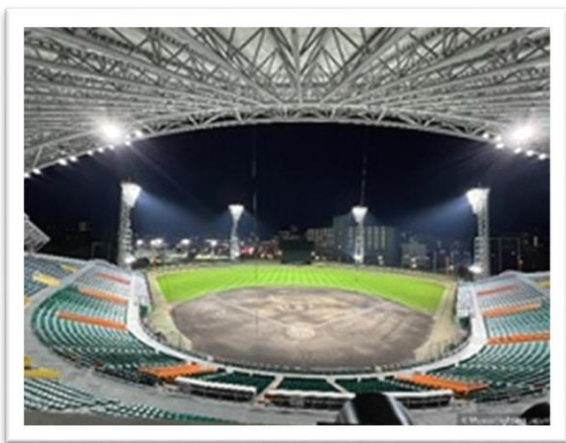
(1) 快適なスポーツ環境の整備・充実

- 市民が、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできる環境を整備、充実させる必要があります。
- スポーツ施設においても照明設備の LED 化等による省エネルギー対策を推進する必要があります。

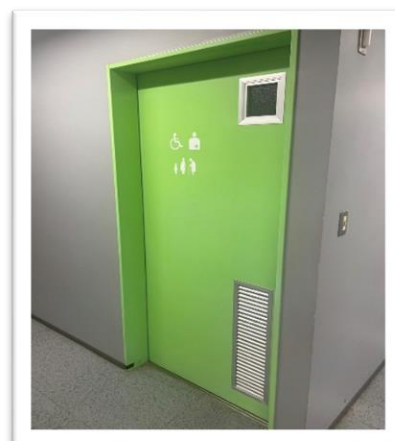
取組の柱と方針

(1) 快適なスポーツ環境の整備・充実

- 本市のスポーツ施設の中核を担う那覇市民体育館、那覇市民首里石嶺プール、漫湖公園市民庭球場及び那覇市営奥武山体育施設等の既存施設の改修・改善を計画的に行い、併せて照明設備の LED 化等による施設の省エネルギー化を図ります。
- プロスポーツや各種スポーツ競技大会等を誘致できるよう、各施設の機能強化を図ります。
- スポーツ施設の整備、充実にあたっては、ユニバーサルデザイン※※の考え方にに基づき、高齢者や障がいのある人、すべての人がスポーツ・レクリエーションに取り組みやすい施設となるよう配慮します。



照明設備を LED 化した那覇市営奥武山野球場

ユニバーサルデザインを取り入れた
那覇市営奥武山野球場内多目的トイレ

施策 5

2

市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保

課題

(1) スポーツ・レクリエーション活動をととした健康・生きがいづくりの機会提供

○人生を楽しく健康で生き生きとしたものにするため、スポーツ・レクリエーション活動の習慣化に向けたきっかけづくりが必要です。

(2) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の機会提供

○働き盛りや子育て世代を中心にスポーツ・レクリエーションから遠ざかる傾向にあり、運動不足等による体力の低下、生活習慣病の増加がみられます。市民の健康増進のために、スポーツ・レクリエーションに参加する機会を提供する取り組みが必要です。

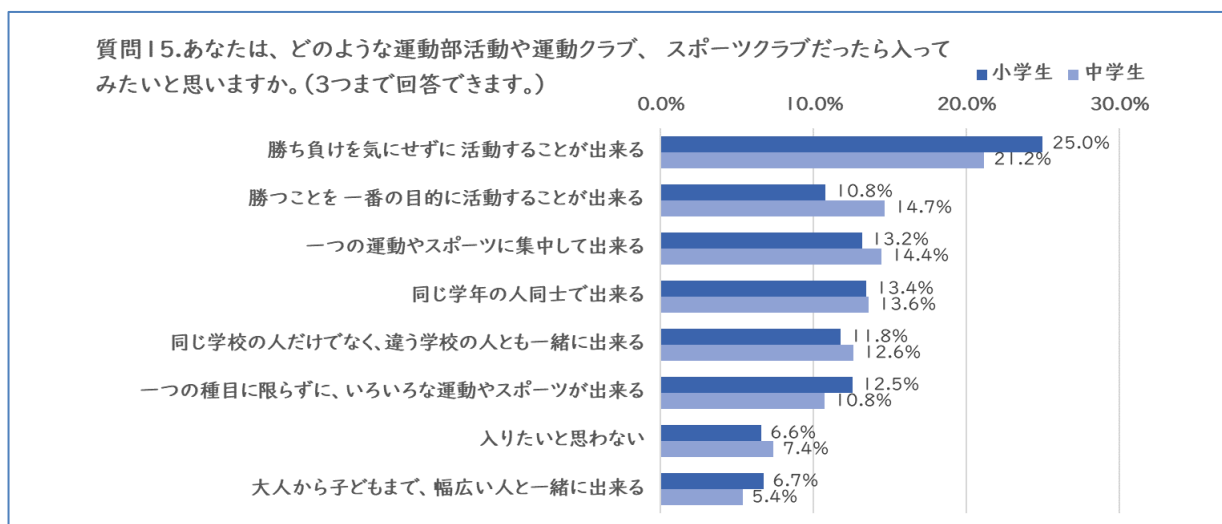
(3) 児童生徒のスポーツ・レクリエーション活動の推進

○スポーツに積極的に取り組む児童生徒が多い一方で、そうではない児童生徒も一定数存在しており、より多くの児童生徒がスポーツに親しめる取り組みが必要です。また、児童生徒アンケートによると、勝つことを一番の目的に活動したい児童生徒も一定数いることから専門的な指導等による競技力の向上も求められています。

○児童生徒アンケートによると、放課後や休日に取り組みたい事として、スポーツ活動が上位を占めています。急激な少子化が進む中でも将来にわたって子ども達がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保・充実させるため、これまで中学校単位で部活動として行われてきたスポーツ活動を、学校を含めた地域全体で支える部活動の地域連携・地域展開が求められています。

(4) 高齢者や障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の推進

○障がいのある人が日常的に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会が十分ではないため、高齢者や障がいのある人等全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう支援を行う必要があります。



取組の柱と方針

(1) スポーツ・レクリエーション活動をとoshした健康・生きがいづくりの機会提供

- 市民の健康意識を高め、日常的な運動習慣を身に付けるきっかけづくりとして、また、それぞれのライフスタイルに合わせ、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、健康ウォーキング大会や各種スポーツ教室・大会を開催します。

(2) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の機会提供

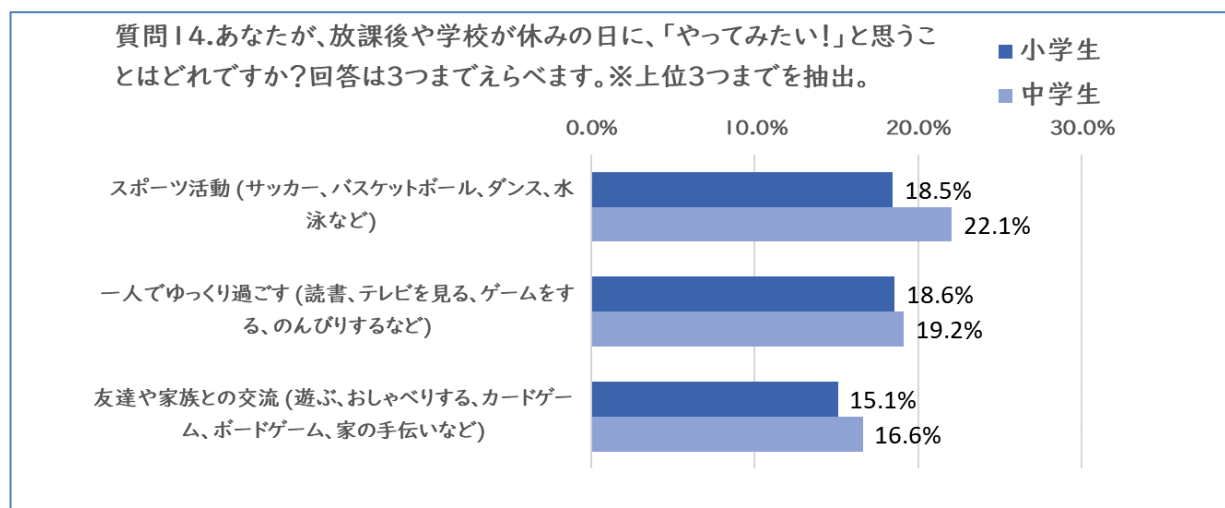
- 市民の健康や体力、スポーツ・レクリエーションについての関心と意識を高めるため、「スポーツフェスティバル in なは」を開催します。
- 地域でのスポーツ活動を推進するため、また、コミュニティづくりの一助として地域スポーツ教室を開催します。

(3) 児童生徒のスポーツ・レクリエーション活動の推進

- 市内のこども園、小中学校、地域スポーツクラブなどを対象に、技術及び指導力に優れた「スポーツ専門指導員」を派遣し、高いレベルのスポーツを体験できる機会を提供し、技術の向上や目的意識の高揚を図ります。
- 那覇市スポーツ少年団の育成・支援を行うことにより、児童生徒の健全な育成を図ります。また、適切な休養日・活動時間の設定等、発達段階に応じたスポーツ活動の適正化のため、スポーツ庁のガイドライン等を踏まえた活動指針の周知に努めます。
- 市・県を代表して県外スポーツ大会に派遣される児童生徒に対して、派遣費用の一部を補助することにより、スポーツ競技力の向上と人材の育成を図ります。
- 生徒が継続してスポーツに親しむ機会を確保するため、まずは休日の中学校運動部活動を地域主体の活動へと展開できるよう、学校・行政・競技団体及び地域が連携して環境整備に取り組みます。

(4) 高齢者や障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の機会提供

- 那覇市体育協会や沖縄県障がい者スポーツ協会等関係団体と連携し、高齢者や障がいのある人等全ての市民を対象としたスポーツ・レクリエーション教室等を実施します。



施策 5

3

人材育成と指導者の確保

課題

(1) スポーツ推進委員の育成・活動支援

○市民のスポーツ・レクリエーション活動を推進する人材として、スポーツ推進委員※の育成・確保に取り組んできましたが、近年、特に若年層において担い手が不足しています。

(2) スポーツ・レクリエーション指導者の育成・活動支援

○スポーツ競技団体や地域スポーツクラブにおいては、スポーツ指導に関する専門的な知識を有する指導者が不足している他、部活動の地域展開に伴い教員に代わる地域指導者の確保も課題となっています。

取組の柱と方針

(1) スポーツ推進委員の育成・活動支援

○スポーツ活動を推進する人材として、スポーツ推進委員の確保に努めるとともに、各種研修会、講習会、研究大会を通じて、資質の向上を図ります。

○スポーツ推進委員の活動内容について広く市民に周知し、市民のスポーツ・レクリエーション活動でのスポーツ推進委員の活用を呼びかけます。市民主催のスポーツ・レクリエーション活動の支援を行うことで、スポーツ推進委員の活動の活性化・充実を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション指導者の育成・活動支援

○那覇市体育協会や沖縄県障がい者スポーツ協会等の関係団体と連携して、専門的知識と高い技術を有する指導者の育成・確保に努め、市内小中学校、関係団体、市主催のスポーツイベント等において積極的に活用を図ります。

○競技スポーツの競技力向上を図るため、那覇市体育協会等の関係団体と連携し、スポーツ競技団体や地域スポーツクラブ等の指導者の育成、活動支援に取り組みます。

○部活動の地域展開に伴う指導者の確保については、沖縄県や沖縄県スポーツ協会等の競技団体と連携し取り組みます

※用語解説※ スポーツ推進委員

「スポーツ基本法」に基づき、地域におけるスポーツの推進のため、市町村教育委員会から委嘱された非常勤職員のことをいいます。事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツ・レクリエーションの実技指導や助言、地域スポーツ教室の企画・運営等を行います。

施策 5

4

地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携推進

課題

(1) 地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携

○スポーツ・レクリエーション活動の更なる推進に向け、地域社会、学校、企業、スポーツ団体等と連携、協力することが必要です。

取組の柱と方針

(1) 地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携

○地域、学校、企業、スポーツ団体等との連携・協働により、ひやみかち なはウォークや NAHA マラソン等の各種イベントを開催します。



ひやみかち なはウォーク 2024



主なスポーツ・レクリエーションイベントについて

主なスポーツ・レクリエーションイベントとして、「ひやみかち なはウォーク」「NAHA マラソン」をご紹介します。

ひやみかち なはウォーク

ウォーキングをととした健康づくり推進と運動の習慣化を目的として、本市及び健康づくりやまちづくり、スポーツ推進等に関連する 44 の団体で組織した那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会により、2014 年に第1回大会が開催されました。

年齢や運動習慣に関係なく、またファミリーや障がいのある方も参加できるコースを設定する等、市民に親しみやすいスポーツ・レクリエーションとなるよう企画しているイベントです。



NAHA マラソン

那覇市とハワイ州ホノルル市の姉妹都市締結 25 年を記念して、1985 年に第1回大会が開催されました。それから毎年、多くのジョガーの感動と友情の輪が広がっています。

那覇市、南風原町、八重瀬町、糸満市、豊見城市の南部 5 市町を通る 42.195km のコースとなっております。
※令和7年度開催第39回大会時点の内容。



施策の指標

指標	社会体育施設の利用者数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		815,537人 ▶	816,500人	817,000人	817,500

➡ 該当する具体的な取組: 施策 5-1 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

指標	那覇市主催のスポーツ・レクリエーション大会等への参加者数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		7,750人 ▶	7,870人	7,930人	8,000人

➡ 該当する具体的な取組: 施策 5-2 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保



政 策

生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

施策 6

学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる

現状

近年、地域社会のつながりや支え合いの希薄化が進み、地域における教育力の低下、家庭の孤立化など家庭教育の困難さも増している中で、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して社会総掛かりで対応することが求められています。そのためには、子どもたちの教育の在り方として、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠です。

また、学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と地域が連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが求められています。

本市においては、子どもたちの主体性や社会参画への意識向上を図る活動、地域との絆を深める活動、子どもたちの安全・安心な居場所の確保など、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動を推進しています。

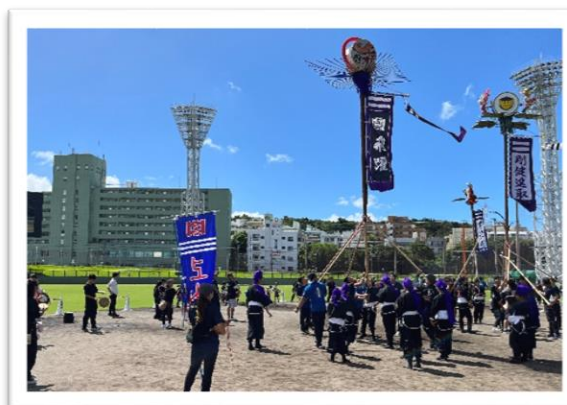
これらの取り組みにより、地域の貴重な人材の協力のもと、未来の社会の創り手となる子どもたちが多様な学習に触れる機会を創出しています。

また、本市は多くの学校を有していることから、生活圏に学校があり、学校が身近に感じられる環境となっています。その立地条件を活かし学校を地域資源と捉え、市民に対して学校施設の開放に努めています。

市民にとって身近なスポーツ・レクリエーション施設である学校体育施設や、生涯学習の推進と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を図ることを目的として地域学校連携施設※を設置しています。これらの施設は、地域のサークル活動や子ども会活動、研修会など様々な団体に活用されていることから、より活発な利用を促進するための環境整備が求められています。



子どもフェスタ in なは



やる気・元気旗頭フェスタ in なは

施策 6

I

学校を拠点としたコミュニティの充実

課題

(1) 地域コミュニティの拠点づくりに向けた学校施設開放の管理運営体制の再構築

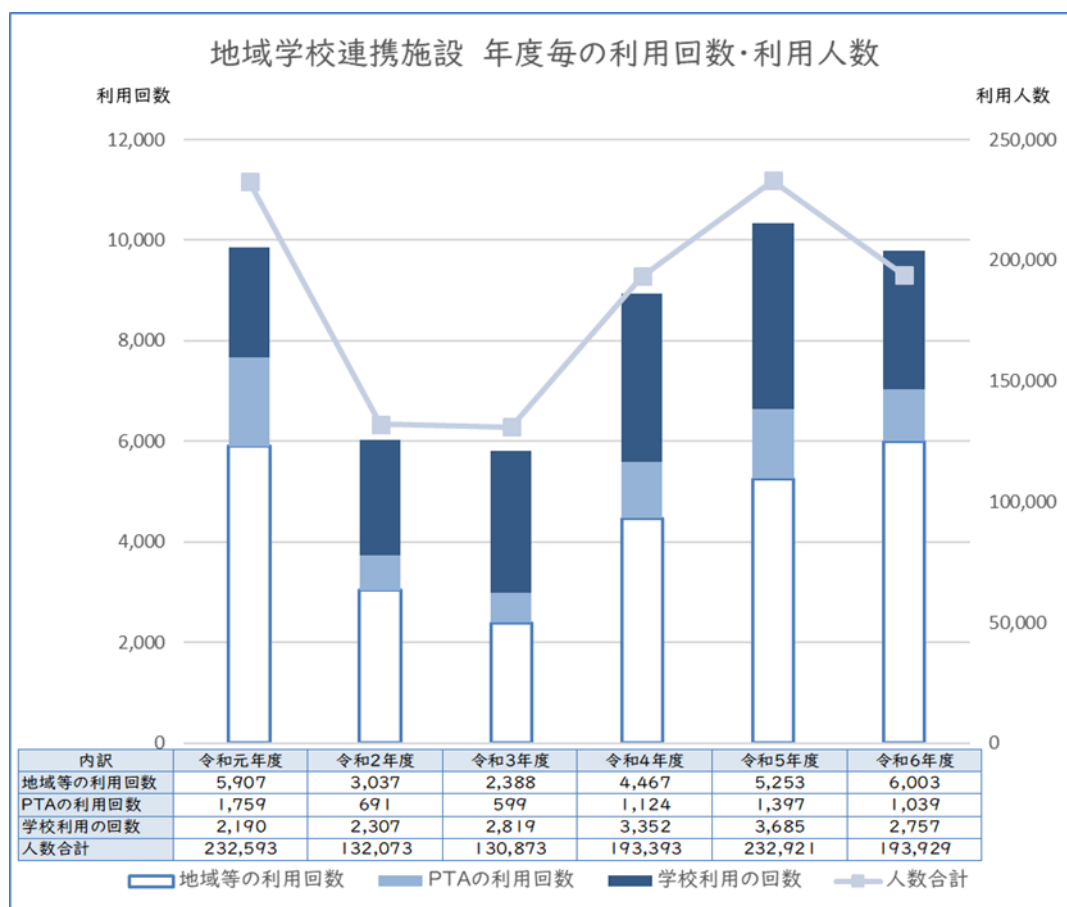
○地域コミュニティの拠点として、身近な公共施設である学校施設を開放しています。今後、開放をさらに推進するため、管理運営について工夫していく必要があります。

取組の柱と方針

(1) 学校施設開放の拡充及び利便性の向上

○地域における生涯学習の推進とコミュニティ活動の拠点としての利用を促すため、小中学校の地域学校連携施設※を地域住民等に広く開放します。

○地域学校連携施設について、鍵の無人受け取りができるシステムの順次導入や、施設への Wi-Fi 通信環境の整備など DX※※を活用し利便性向上を図ってきました。今後も引き続き、利用団体の利便性向上を図ります。



新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期利用回数・人数が減少しましたが、新たな地域学校連携施設の供用開始や、DXを活用した利便性向上等により徐々に増加傾向にあります。



地域学校連携施設

地域学校連携施設は、児童生徒及び市民の自主的な学習・文化活動や交流活動の場として提供することで、生涯学習の振興と地域コミュニティづくり及び本市が実施・推進する各事業に係る地域の活動拠点としての活用など、学校と地域との連携・交流の充実を図ることを目的として整備しています。

生活圏内に学校がある立地条件をいかし、市内全域に地域学校連携施設を設置しています。

●具体的な活用例

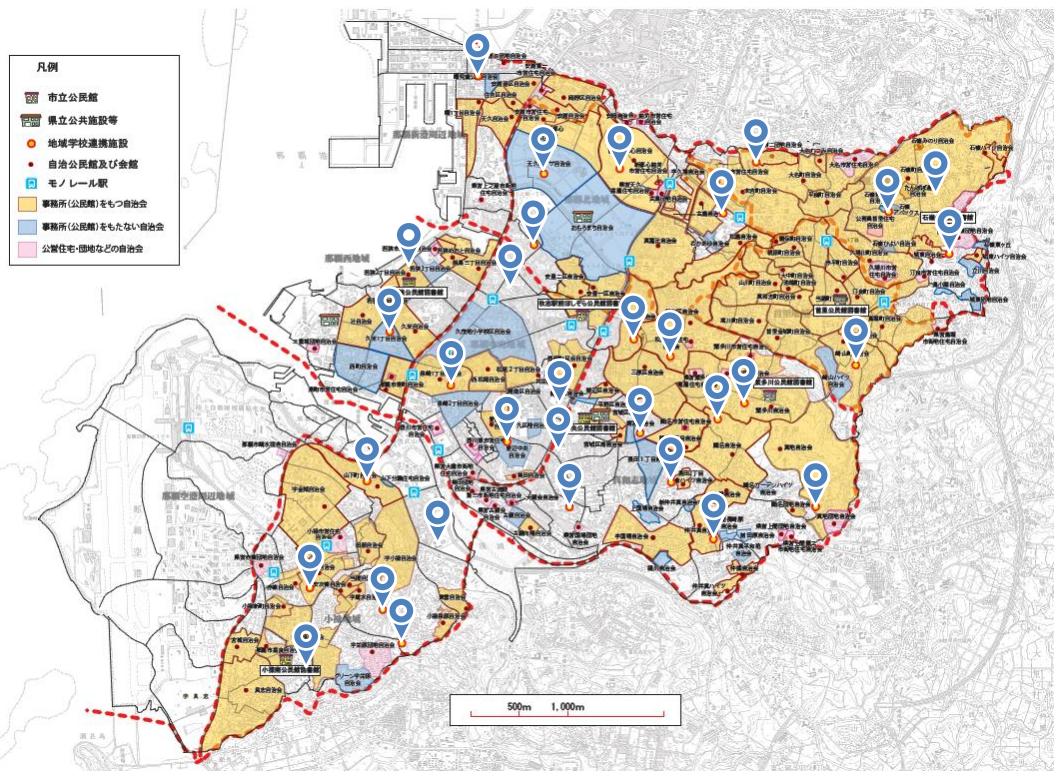
- ①放課後子ども教室 ③部活動等の保護者会やまちづくり協議会等の開催
- ②地域の高齢者を対象とした事業 ④校区内住民によるサークル活動等

●地域学校連携施設が設置されている学校一覧

令和 8 年 3 月現在

城東小	城南小	泊小	大道小	松川小	識名小	若狭小	神原小
真和志小	与儀小	城岳小	開南小	垣花小	宇栄原小	高良小	松島小
古蔵小	上間小	大名小	石嶺小	仲井真小	曙小	小祿南小	真地小
さつき小	銘苅小	天久小	那覇小	石田中	城北中	上山中	鏡原中

地図上にあるピン📍の位置が地域学校連携施設の位置となります。



出典：那覇市人材育成施設（社会教育施設等）整備基本構想を基に作成

施策 6

2

学校施設を活用した地域との連携による青少年の健全育成

課題

(1) 子ども・若者の健やかな成長のための支援

○これからの社会の主体となる子どもたちが、安心して活動できる居場所づくりとして、学校施設を活用した多様な体験・交流・学習の機会を提供する必要があります。

○児童生徒アンケートによると、子どもたちは、友達と遊びながら過ごしたり、大人から勉強を教わったり、見守られるといった放課後の過ごし方を求めています。子どもたちの居場所づくりとして、地域の協力と人材活用を図り、子ども・若者の育成・支援に関わる団体や各関係機関との連携を推進する必要があります。

(2) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携した取り組みの強化

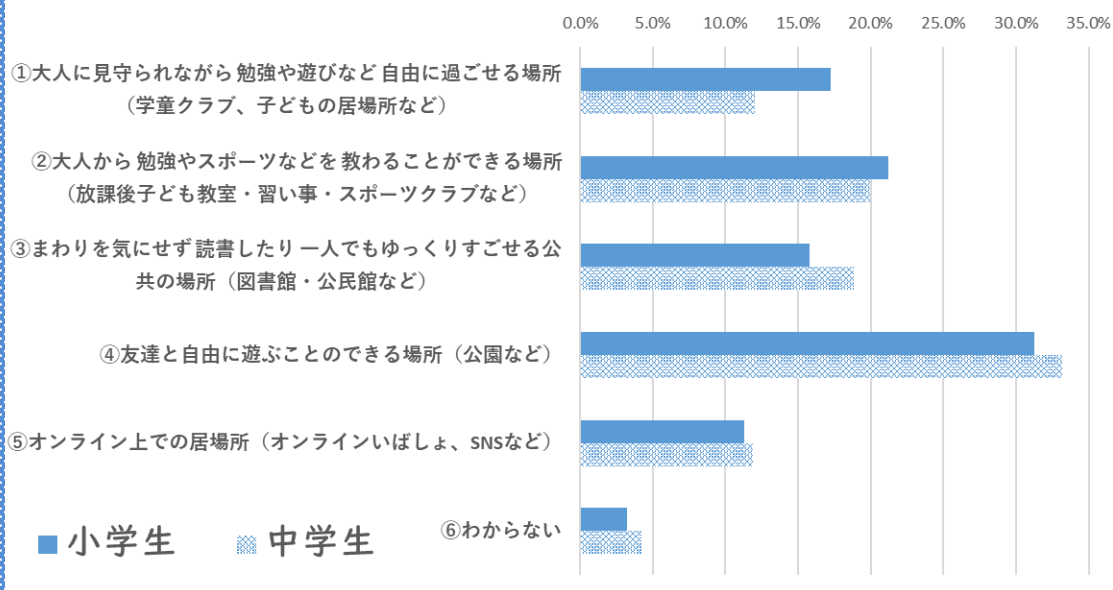
○子ども・若者を取り巻く様々な課題を解決するには、学校・家庭・地域や関係機関・NPOなどと連携を図り、個別的・継続的な支援体制を確立していく必要があります。



児童生徒アンケート（子どもたちの居場所）

質問 13.あなたが、放課後に利用したいと思うのはどのような場所ですか。

小・中学生ともに、「④友達と自由に遊ぶことができる場所（公園など）」が最も高い値となっていますが、その次に「②大人から 勉強やスポーツなどを 教わることができる場所（放課後子ども教室・習い事・スポーツクラブなど）」や、①学童クラブ・子どもの居場所、③図書館・公民館など公共の場所が続きます。



取組の柱と方針

(1) 安全・安心な居場所づくりと環境整備

○子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、放課後や週末等に、学校施設等を活用して、学習支援やスポーツ、文化、交流活動等の多様な活動の機会を提供する放課後子ども教室を開設します。また、放課後児童クラブと連携を図り、「那覇市放課後児童対策パッケージ※※」を推進します。

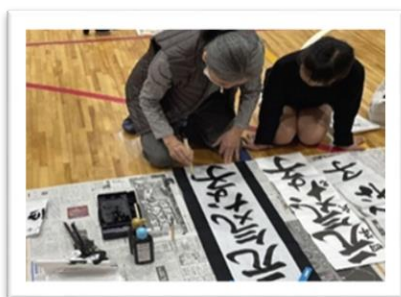
○「放課後子ども教室」、「やる気・元気旗頭フェスタ in なは」、「子どもフェスタ in なは」等の開催を通して、子どもたちが安心して活動できる環境や学び・体験・交流の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

(2) 子ども・若者を支援するネットワークの充実

○地域ぐるみで子ども・若者の育成を推進するため、健全育成活動の充実、学校・家庭・地域の連携や学校教育における地域の人材活用などを図り、地域住民や関係機関等の参画を促進することで、子ども・若者を支援するネットワークの充実に努めます。

(3) 地域及び学校との連携の推進

○地域と学校が連携・協働して学校の活動（地域学校協働活動※）を支援するため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を各学校に配置し、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりとして「地域学校協働本部」の構築に取り組みます。



ボランティア講師による
学習支援（書初め）

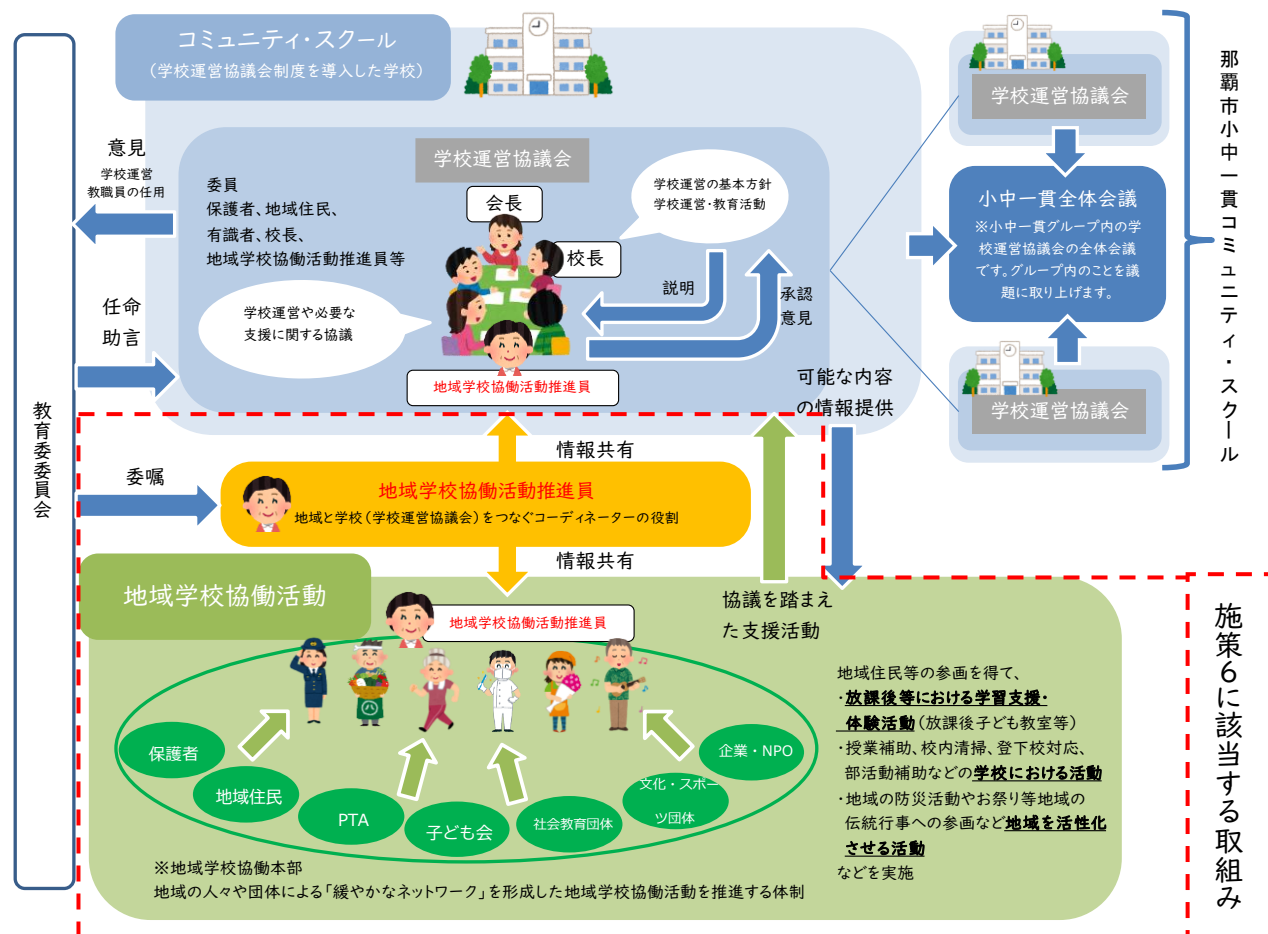


校内の環境整備



ボランティア講師による
学習支援（そろばん学習）

地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進のイメージ



地域学校協働活動とは

●地域学校協働活動とは

地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちを守り、育てるための様々な活動のことを言います。

文部科学省では、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、この「地域学校協働活動」を推進しており、現在、那覇市では、協働活動として、幅広い地域住民の参画を得て「学校支援」と「放課後子ども教室」を実施しています。

これからの未来を担う子どもたちが、地域全体で見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て、健やかに成長していくことは、地域に愛着を持ち、地域を形成する人材の育成につながります。また、幅広い地域の方々の知識や経験を生かす場にもなり、活動を通して人のつながりも生まれ、地域の教育力向上に期待できるものとなっています。

●地域学校協働本部とは

地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員を中心に、幅広い地域住民や団体等の参画による緩やかなネットワークを形成し、地域と学校が連携・協働して行う学校支援や地域行事等の活動を推進する体制のことをいいます。

本市では、狭い範囲で学校区が区分されていることから、地域人材を効果的に活用するため、小中一貫教育グループによる地域学校協働本部の立上げに取り組んでいます。

課題

(1) 学校施設を活用した生涯学習ができる環境の整備、充実

○地域住民が、身近な学習の場である地域学校連携施設等の学校施設を活用して、気軽に生涯学習活動を行える環境を整備する必要があります。

取組の柱と方針

(1) 学校施設を活用した生涯学習ができる環境の整備、充実

○地域学校連携施設等の学校施設については、今後も PTA や地域団体等に開放するとともに、学校施設を活用して気軽に生涯学習活動を行える環境の整備・充実を図ります。



神原トックリキワタ祭り内での
講師派遣事業(防災)



昔ながらのゆし豆腐作り体験
(食文化の継承)



小学校体育館を利用した
なは防災キャンプ(防災)



中学校グラウンドを利用した小祿地区大運動会

施策 6

4

学校体育施設を活用したスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実

課題

(1) 学校体育施設開放事業の充実

○市民が、スポーツ・レクリエーション活動に親しむには、身近な場所に施設・設備があり気軽に利用できる環境を整備することが必要です。

取組の柱と方針

(1) 学校体育施設開放事業の充実

○市民にとって身近なスポーツ・レクリエーション施設である学校体育施設（体育館・武道場・夜間照明中学校運動場）については、今後も地域住民や各種スポーツサークル等に開放するとともに、利用団体が気軽に利用できる環境の整備・充実を図ります。



学校体育施設の開放に向けた取組み

学校教育に支障のない範囲で、市内小・中学校の体育館、武道場及び運動場を開放しています。

これまで、定期利用団体登録のオンライン化や使用料のコンビニ収納など利便性の向上に取り組んできました。

今後も市民の皆様がより身近で気軽に利用できる環境の整備を推進していきます。



開南小学校体育館開放の様子

施策 6

5

市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保

課題

(1) スポーツ・レクリエーション活動の機会提供

○市民が身近な場所で、それぞれの興味・目的に応じて活動できるスポーツ・レクリエーションの機会を確保する必要があります。

取組の柱と方針

(1) スポーツ・レクリエーション活動の機会提供

○学校体育施設等を活用して、地域スポーツ・レクリエーション教室を開催します。また、地域住民それぞれの興味・目的に応じたスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供するため、スポーツ推進委員※※やスポーツ専門指導員の派遣事業を行います。



スポーツ専門指導員の活動

市内のこども園、小中学校、地域スポーツクラブなどを対象に、技術及び指導力に優れた「スポーツ専門指導員」を派遣し、高いレベルのスポーツを体験できる機会を提供しております。

対象種目としては、空手・テニス・サッカー・陸上の指導員派遣を行っています(令和7年7月現在)。



施策の指標

指標	地域学校連携施設延べ利用回数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		9,649回	9,900回	10,000回	10,100回

➡ 該当する具体的な取組: 施策 6-1 学校を拠点としたコミュニティの充実

指標	放課後子ども教室が設置されている 小学校区数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		32校	36校	36校	36校

➡ 該当する具体的な取組: 施策 6-2 学校施設を活用した地域との連携による青少年の健全育成

指標	学校体育施設(小中学校体育館、中 学校武道場)の利用	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		90.8%	93.0%	94.0%	95.0%

➡ 該当する具体的な取組: 施策 6-4 学校体育施設を活用したスポーツ・レクリエーションができる
環境の整備、充実



政 策

郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造する
まちづくり

施策 7

文化が保存され継承されるまちをつくる

現状

今日まで脈々と受け継がれている琉球王国文化をはじめとする文化遺産は、幾多の時代変遷の中で消滅の危機がありました。先の沖縄戦で失った多くの貴重な文化財は、戦後、修復・復元され、文化財指定や世界遺産の登録を受け、観光や地域活性化等に大きく寄与してきました。

市内には「首里城跡」等の世界遺産以外にも、国宝「琉球国王尚家関係資料」、国指定史跡「崇元寺跡」、国指定無形文化財「琉球古典音楽」「組踊音楽歌三線」「紅型」「首里の織物」、その他国指定無形文化財（選択）「壺屋の荒焼」等の文化財が多様に存在します。

国県市指定文化財以外にも、首里地域を中心に多くの未指定の文化資源が現存し、加えて、地域に伝わる綱引き等の民俗文化資源も数多く存在します。

那覇市内指定文化財件数一覧

(令和7年5月末現在)

	有形文化財(89件)													無形文化財 (14件)				民俗文化財 (16件)			記念物 (54件)			選 定 保 存 技 術	登 録 有 形 文 化 財	国 県 市 別 計
	建造物(14件)						美術工芸品(75件)							芸 能	工 芸 技 術	空 手・古 武 術	選 択	有 形	無 形	選 択	史 跡	名 勝 (特別名勝含む)	天 然 記 念 物			
	建 造 物 (国 宝)	寺 院 建 築	城 郭 建 築	橋 梁	住 宅	そ の 他	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡	典 籍	古 文 書	歴 史 資 料													
国	1			2	1	3			3		3	4	5	6	2		1			2	6	5	2	1	10	57
県		1	1	3		1	7	7	36	4		1	2	1	3				1	8	1	1			78	
市						1			1			2			1		3	10		28	2	1			49	
計	1	1	1	5	1	5	7	7	40	4	3	7	7	7	6	0	1	3	10	3	42	8	4	1	10	184



壺屋地域めぐりの
活動の様子



発掘調査現地見学会の様子



施策 7

I

文化財の保存と継承

課題

(1) 多様な文化遺産の継承と保存・活用

○いまに伝わる多様な文化遺産を那覇市の「財産」として次世代に継承するため、地域の文化財を保存・活用していく必要があります。

取組の柱と方針

(1) 継承されてきた有形・無形の文化遺産の保存と後世への継承

○市内には指定文化財が184件存在し、指定文化財以外にも首里地域をはじめ、旧那覇、真和志地域、小禄地域には、多くの文化資源が確認されています。文化遺産の保存と後世への継承については、地域の文化財を適切に保存・活用し、人々の交流や住民の地域に対する誇りの向上に努めます。

○国指定の文化財については、国の指針にもとづき「保存活用計画」を策定し、整備事業を行います。「保存活用計画」の策定にあたっては、外部有識者や地域住民等の意見を取り入れながら、進めます。

(2) 埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の保管・管理・活用

○開発工事等に係る埋蔵文化財の発掘調査等で出土した遺物を収蔵施設において適切に保管・管理するとともに、遺物の調査・研究を行い、その成果をより多くの市民に公開し活用できるよう努めます。

(3) 地域の文化資源の保存・継承・活用

○市民が地域固有の文化を学び、理解することは、地域に対する誇りや愛着を深め、ひいてはアイデンティティの醸成につながります。市民が主体的に、身近な地域の文化資源の保存・継承・活用に取り組める機会の創出に努めます。

施策の指標

指標	壺屋焼物博物館における出前講座等の実施回数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		30回	30回	33回	34回

➡ 該当する具体的な取組: 施策7-1 文化財の保存と継承

指標	伊江殿内庭園保存整備事業の進捗状況	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		庭園主庭部整備	庭園主庭部整備 発掘調査	庭園主庭部整備	庭園内整備

➡ 該当する具体的な取組: 施策7-1 文化財の保存と継承

指標	埋蔵文化財発掘調査地での現地解説会及び展示会の開催数	基準年 令和6年度	目標 令和8年度	目標 令和9年度	目標 令和10年度
		1回	3回	3回	3回

➡ 該当する具体的な取組: 施策7-1 文化財の保存と継承

指標一覧

施策 No.	施策名	指標 No.	指標	基準値		目標値		
				令和6年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度
1-1	経済的な支援による育ちの応援	1	就学援助申請率(小学校)(%)	26.5%		26.5%	26.5%	26.5%
		2	就学援助申請率(中学校)(%)	32.4%		32.4%	32.4%	32.4%
2-1	学力向上の推進	3	全国学力・学習状況調査における全国正答率との差(中学校 国語・数学)	国語	-2.1ポイント	0ポイント	0ポイント	0ポイント
				数学	-4.5ポイント	0ポイント	0ポイント	0ポイント
		4	「学校生活が楽しい」と答えた児童生徒の割合	小学校	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%
				中学校	51.0%	53.0%	55.0%	57.0%
2-4	生活リズム確立の推進	5	決まった時刻に起床している児童生徒の割合	小学校	91.1%	93.0%	95.0%	95.0%
				中学校	92.9%	95.0%	95.0%	95.0%
2-5	教師の指導力向上のための研修機会の充実	6	「沖縄県公立学校教員等育成指標」を基にした本市の達成率	初任研	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
				中堅研	90.3%	91.0%	92.0%	93.0%
2-6	ICT環境の整備と活用	7	授業にICTを活用して指導することが「できる」または「ややできる」と回答した教員の割合	81.5%		86.0%	88.0%	90.0%
2-7	不登校等児童生徒等への支援	8	相談機関等に繋がっていない不登校児童生徒の割合	小学校	19.7%	16.7%	13.7%	10.7%
				中学校	9.0%	6.0%	3.0%	0.0%
2-9	教員の子どもと向き合う時間の確保及び充実	9	時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の年間延べ人数	小学校	187人	177人	168人	159人
				中学校	351人	333人	316人	300人
3-2	学校施設のバリアフリー化	10	小中学校における昇降機設置率(設置校数/全学校数) ※小学校36校、中学校17校	小学校	88.8%	97.2%	100%	100%
				中学校	82.4%	94.1%	100%	100%
3-3	学校給食施設の整備及び小規模学校給食センター化の推進	11	小規模学校給食センターの数	10施設		11施設	11施設	12施設

施策No.	施策名	指標No.	指標	基準値	目標値			
				令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
4-2	生涯学習関連事業の充実	12	レファレンス（調査相談）の件数	675件	706件	738件	771件	
		13	図書館来館者数	362,526人	367,963人	373,482人	379,084人	
4-3	協働による生涯学習の推進	14	公民館における地域連携・世代間交流事業実施の満足度（肯定的回答（満足及びやや満足）を選択した割合）	93.3%	94.0%	95.0%	96.0%	
5-1	身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実	15	社会体育施設の利用者数	815,537人	816,500人	817,000人	817,500人	
5-2	市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保	16	那覇市主催のスポーツ・レクリエーション大会等への参加者数	7,750人	7,870人	7,930人	8,000人	
6-1	学校を拠点としたコミュニティの充実	17	地域学校連携施設延べ利用回数	9,649回	9,900回	10,000回	10,100回	
6-2	学校施設を活用した地域との連携による青少年の健全育成	18	放課後子ども教室が設置されている小学校区数	32校	36校	36校	36校	
6-4	学校体育施設を活用したスポーツ・レクリエーションができる	19	学校体育施設（小中学校体育館、中学校武道場）の利用	90.8%	93.0%	94.0%	95.0%	
7-1	文化財の保存と継承	20	壺屋焼物博物館における出前講座等の実施回数	30回	30回	33回	34回	
		21	伊江殿内庭園保存整備事業の進捗状況	庭園主庭部整備	庭園主庭部整備 発掘調査	庭園主庭部整備	庭園内整備	
		22	埋蔵文化財発掘調査地での現地解説会及び展示会の開催数	1回	3回	3回	3回	

これらの指標は、施策の中で取り組まれる事業に明確な方向性を与えるための目標です。

施策に掲げた「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまちNAHA」をつくるために様々な事業を実施しますが、取り組みを代表し、測定可能な指標の設定に留意しました。

指標の設定にあたっては、行政が「どれだけやるか」という活動の量的な指標（活動指標）や「どれだけ役に立ったか」という成果に関する指標（成果指標）を設定しています。